

# 法務・検察行政刷新会議（第8回）

## 議事録

- 第1 日 時 令和2年12月10日（木） 自 午後 1時00分  
至 午後 3時51分
- 第2 場 所 最高検察庁大会議室（20階）
- 第3 議 題 1 報告書（案）についての議論  
2 その他
- 第4 議 事 （次のとおり）

○保坂事務局 それでは、時間でございますので、ただいまから法務・検察行政刷新会議の第8回会議を開催いたします。

座長、お願いいたします。

○鎌田座長 本日は皆様大変お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、委員等の出席状況について確認します。本日は、小林オブザーバーにおかれましては所用のため御欠席であります。また、山本隆司委員、徐オブザーバーにおかれましては、少々遅れて参加される予定であると伺っております。また、金指委員におかれましては、所用のため午後1時50分頃に御退席の予定と伺っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

本日は、議事の1つ目として報告書（案）についての議論を行います。

まず、本日私からお示しいたしました報告書（案）、資料1にとじ込んでございますが、この報告書（案）について説明いたします。

この報告書（案）は、本会議としての取りまとめに向けて、前回お示ししたたたき台の2項から4項までの部分に、前回の会議で皆様から示された御意見を加筆するとともに、1項と5項を記載して作成したものであります。

1項目におきましては、森前大臣に対して私が行いました座長報告と同様に、本会議の開催経緯を記載するとともに、前会議でもお伝えいたしました、スピード感を持って意見集約を図る必要がある一方で、なるべく幅広い意見を本会議の報告書に盛り込み、今後の法務・検察における検討の素材として提供するという観点から、意見の対立がある事項についても主な御意見を項目別に整理して掲げるといった、この報告書（案）の作成方針を記載しています。

また、5項におきましては、2項から4項に記載した3つの検討の柱についての議論の結果を踏まえ、本会議として委嘱者である法務大臣に望むことを記載しております。

前回までの会議で、3つの検討の柱について一とおりの御意見は出尽くしたのではないかと考えております。それに加えて、本日のに向けて委員の皆様からは、様々な形での修文意見等をお出しいただいたところです。この点についてもお礼を申し上げます。

そこで、本日の会議では、この報告書（案）に基づいて、本会議としての取りまとめに向けて議論を進めたいと考えております。

それでは、議論に入りたいと思います。

ただ、その前提といたしまして、当局から追加の説明を聴取したいと考えています。前回の会議後、カルロス・ゴーン被告の事件に関連して、国連の恣意的拘禁作業部会からの意見書が公表されました。

この意見書は、本会議で議論してきた3つ目の検討の柱、つまり我が国の刑事手続につき国際的な理解が得られるようにするための方策に関連するものとの御意見がありますし、篠塚委員からも、本日の会議に向けて、この意見書と、東京地裁で第一審判決が下された国賠訴訟事案についての説明をされたいという御要望を頂いているところであります。

そこで、第1に、国連の恣意的拘禁作業部会の意見書、第2に東京地裁の国賠訴訟事案につき、それぞれ当局から説明を受け、それを踏まえて質疑応答を行うこととしたいと思いま

す。

まず、国際課から説明をお願いいたします。

○杉原大臣官房国際課付 法務省大臣官房国際課の杉原でございます。

カルロス・ゴーン氏の身柄拘束に関する恣意的拘禁作業部会の意見書について御説明いたします。

まず、恣意的拘禁作業部会について簡単に御説明いたします。

この恣意的拘禁作業部会は、国連人権理事会の前身である人権委員会の決議に基づいて設置されたものであり、恣意的拘禁とされる事案に関する調査を任務とする独立の専門家グループです。個別事案について恣意的拘禁に該当するかどうかを審議し、該当すると認めた場合には意見書を採択して公表することとされています。

恣意的拘禁作業部会は独立した専門家グループであり、その意見は国連としての意見、あるいは国連の機関である人権理事会としての意見ではなく、また法的拘束力を有するものでもありません。

続きまして、今回の意見書に関する経緯等についてです。

昨年10月、我が国は恣意的拘禁作業部会から、ゴーン氏の拘禁について、2か月以内に情報提供するよう要請を受けました。これを受けて、我が国は、昨年12月に恣意的拘禁作業部会に情報提供を行いました。我が国と恣意的拘禁作業部会とのやり取りにつきましては非公開ですので、明らかにできないことは御理解いただけますと幸いです。ただ、我が国からの情報提供内容について意見書に記載されておりますので、その範囲で申し上げます。

我が国からは、本件は公判が予定されている事件であり、事件の内容に関わる情報提供は行うことができない旨を説明した上で、我が国は人権諸条約を誠実に履行しており、我が国の刑事手続に関する制度や運用は個人の基本的事件を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために適正な手続が定められている旨を説明いたしました。

併せて、逮捕・勾留の要件やその手続、勾留に対する準抗告や勾留取消し等を含む我が国の刑事司法制度について正しい理解を得るために必要な情報提供を行いました。

しかし、恣意的拘禁作業部会は、本年8月の会期において本件を審議し、本年11月、「我が国においてゴーン氏にとられた措置が恣意的拘禁に該当する」旨の意見書を公表いたしました。

お手元の資料2が、その意見書であります。

意見書は大きく5部構成となっており、まず1つ目として、1ページの序文に続いて、2ページから8ページまでが恣意的拘禁作業部会に提供された情報、そして8ページから15ページまで、これが恣意的拘禁作業部会における審議の内容となっております。そして15ページ以下に結論のほか、我が国に要請するフォローアップの内容が記載されております。

我が国といたしましては、刑事司法制度に関する必要な説明を行いつつ、法律の制約上、本件の捜査・公判に関する情報を提供できない旨を説明していましたが、恣意的拘禁作業部会は、意見書9ページの53パラにありますとおり、「政府は、国内法を理由として、当局の行為に関する詳細な説明を拒否することはできない。反論するのであれば、国が挙証責任を負う。」などとした上で、ゴーン氏側からの一方的な情報に基づいた判断がなされました。

意見書の結論は、先に触れたとおり、ゴーン氏に対してとられた措置が恣意的拘禁に該当

するというものでした。その理由については、縷々述べられておりますけれども、時間の都合もあり、かいつまんで御説明いたします。

まず、10ページの60パラから11ページの63パラにおきまして、ゴーン氏が4回の逮捕・勾留に際し、それぞれ22日間、10日間、19日間、21日間にわたり裁判官の前に連れて行かれることなく拘禁された旨が述べられています。また、11ページの64パラ、65パラにおきまして、ゴーン氏が拘禁中、裁判所に対してその拘禁を争うことができなかった旨や、拘禁について裁判所に不服を申し入れる機会を与えることが遅延された旨が述べられています。その上で、12ページのパラ69におきまして、ゴーン氏の拘禁については法的根拠を欠く旨が述べられています。

また、12ページのパラ70以下におきまして、検察が23日間の拘禁の期間制限を免れるために不公正な方法を用いてゴーン氏を拘禁したこと、ゴーン氏が人質司法の下で拘禁されたこと、ゴーン氏は同時通訳のみが付される中で日本語の文書に署名したこと、ゴーン氏は弁護士不在の中で連日取調べを受けたこと等に言及がなされています。その上で、14ページのパラ82において、ゴーン氏の拘禁は公正な裁判を受ける権利を侵害するものである旨が述べられています。

これらのうち、ゴーン氏が10日間ないし22日間にわたり裁判官の面前に連れて行かれることなく拘禁されたとする点や、ゴーン氏の拘禁について裁判所に不服を申し立てる機会を与えることを遅延したとする点など、数多くの明らかな事実誤認がありました。

以上を踏まえ、本年11月21日、我が国政府として恣意的拘禁作業部会に異議を申し立てるとともに、同月23日、外務省において日本語と英語で報道発表を行いました。資料3がその報道発表文書であり、いずれも外務省のホームページにその内容が掲載されております。報道発表においては、本意見書について、4、5に記載のあるとおり、「明らかな事実誤認があり、到底受け入れられない。」、「作業部会においてゴーン被告人について採択された意見を完全に拒絶する。」としております。

また、本意見書については、法務大臣が11月24日の記者会見で言及しております。資料4は会見録の抜粋であり、「我が国の刑事司法制度を理解せず、ゴーン被告人側の一方的な主張のみに依拠した、明らかな事実誤認に基づく意見書が公表されたことは極めて遺憾であり、到底受け入れることはできません。今後も可能な範囲で同作業部会に情報提供を行い、事実誤認を正していくところでございます。」などと指摘しております。

今後の対応につきましては、恣意的拘禁作業部会に対してどのように主張し、情報を提供していくかも含め、現在、政府として精査・検討中であり、速やかに対処してまいりたいと考えております。

なお、御参考まで、本件審査当時における恣意的拘禁作業部会の構成員の一覧を資料5として御用意いたしました。委員のお求めに基づき、取り急ぎ公開情報を集めて作成したものであり、一部不正確な点等あるかもしれませんが、その点、御理解、御留意を頂ければと存じます。

私からの御説明は以上です。ありがとうございました。

○鎌田座長　ありがとうございました。

それでは、引き続き刑事局関連の御説明をお願いします。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当）　法務省刑事局担当の参事官をしています大塚と申します。

篠塚委員の発言補助資料の項目 1 に関しまして、御説明をさせていただきます。

篠塚委員の発言補助資料の項目 1 で、今年の 1 1 月 1 3 日、東京地方裁判所で判決が言い渡された国家賠償請求事案につきまして、法務省の見解を求めたい旨の御要望がなされておりますので、本件について御説明をいたします。

まず、事案の概要ですが、本件は、弁護士である原告が、ある被疑者に係る刑事事件に関し、同人の妻から依頼を受けて弁護士となろうとするものとして、検察庁で身柄拘束を受けていない任意取調中の被疑者との面会を求めたところ、対応した検察官が原告の来訪をその被疑者に伝えず、原告と被疑者との面会を実現するための措置を取らなかったことが、原告の接見交通権を侵害したもので違法であるなどとして国家賠償を請求したという事案であります。

本件の争点は、主に、対応した検察官は、弁護人選任権者からの依頼の有無を確認するため、どのような行動を行うべきであったかという点にありました。

原告は、検察官は被疑者に直接依頼の有無を確認するか、原告から伝えられた電話番号に電話を掛けるべきであったのに、それらのいずれの措置も取らなかったと主張しました。

これに対し、被告である国は、本件では、検察官は被疑者が多額の現金を保管していた目的や事件の背後関係が明らかになっていなかったところ、被疑者に対する不当な働き掛けの可能性が具体的に想定される事態が生じていたから、原告の主張するように、被疑者に直接依頼の有無や原告から伝えられた電話番号を確認した場合、いたずらに被疑者を畏怖又は萎縮させるなどすることになりかねず、適切ではない、また、原告から伝えられた電話番号に電話を掛けても、なりすましなどの場合にそれを識別することは困難であって、やはり適切ではない、そこで、検察官は、原告から伝えられた電話番号について、捜査機関において把握していた関係先の電話番号と照合したほか、検察事務官らに対して原告が伝えた電話番号を承知しているか確認をしたり、押収した携帯電話のアドレス帳データを確認しようとするなどして、依頼の有無を確認するため必要な作業を行ったが、結果として、取調べを終えるまでに確認には至らなかった旨を主張いたしました。

以上の双方の主張を踏まえた裁判所の判断は、判決において、本件においては、対応した検察官は原告から電話番号を伝えられた時点で、その電話番号を被疑者に確認し、その結果を前提として原告の来訪を被疑者に伝えるべきであったのに、それをしなかった、本件の事情の下では、被疑者への確認が直接かつ簡便な方法であり、対応した検察官の立場に照らしても、他の合理的方法は想定し難いのであって、主張は当たらないと判断され、損害額として 10 万円の支払を命じるというものになりました。

この判決に対しましては、国は、令和 2 年 1 1 月 2 6 日に控訴しております。

したがって、本件は引き続き係属中の事案ということになりますので、この場で法務省としてコメントすることは差し控えさせていただきたく、御理解賜りますようお願いいたします。

なお、御参考までに、ゴーン氏の件に関しまして、委員からの求めに基づき事実経過を記載したものを資料 6 という形で提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、まとめて質疑応答を行いたいと思います。

御発言される委員等の方は、ウェブで参加されている委員等に発言者が分かるように、お名前をおっしゃってから御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、挙手をお願いいたします。

篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 資料5，委員の構成について提出いただきましてありがとうございます。

ただ，このソンプルさんについては，この意見書の1ページ目の一番下に議論に加わっていないと記載されていますので，それは確認しておいた方が。そういうことでよろしいですね。

○鎌田座長 当局から，どうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 今，委員御指摘のとおりでありまして，意見書の1ページに，本件の審議に，その構成員については参加していなかったという旨の記載があるということは承知しております。その上で，お配りした資料につきましては，本件審査当時の5名で構成される作業部会，この5名について記載したというものでございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは太田委員，お願いします。

○太田委員 国連の部会報告についてですが，たしか記憶では，このような明らかな事実誤認に基づく一方的な判断というのが示されたというのは，過去にも一度ならずあったように思いますけれども，過去の状況についてどのように把握しておられるかというのが1点。

それから，この内容を見ても，明らかに刑事司法制度そのものとか運用に対する理解というのが欠けた判断になっているように思われます。こういった点を考えてみても，改めて我が国の刑事司法制度についての国際理解を得るための努力を更にやっていく必要があるように思われますけれども，どういう取組がなされているのかという点について，可能でしたらお答えを頂ければと思います。

それから，国賠の方については，これは質問ではないんですけれども，篠塚委員の資料にもあるように，日弁連の資料を見ても，あるいは警察における経験からしても，特に近年では接見を巡る弁護士側とのトラブルというのは非常に減少傾向にあるのは明らかなように感じています。そういった中で，接見についてこういう問題があったということですが，いずれにしても本件はまだ係争中ということですので，これについての論評は避けるべきであろうと思います。ちょっと感想として加えさせていただきます。

○鎌田座長 それでは，お尋ねのあった点について当局から御説明をお願いします。

○杉原大臣官房国際課付 まず1点目の，これまでの恣意的拘禁作業部会による事実誤認の例についてでございます。

事実誤認の前提として，事実を正確に把握しているということが前提になるところでありますけれども，当方としての限りがある中で，また網羅的に把握しているわけでもない中で，幾つかの情報について御報告させていただければというふうに思っております。

まず，外国の例でございますけれども，例えば英国政府とスウェーデン政府の措置が恣意的拘禁に該当すると認定したという事案がございます。この事案の詳細については割愛させていただきますと思いますが，スウェーデンの検察官が国際逮捕状の発付を求めて，この国

際逮捕状によってある者が逮捕され、その後、身柄拘束され、その後に英国で自宅監禁されたという事案のようでございます。その者については、イギリスにあるエクアドル大使館で庇護を求めて、エクアドルに認められた後、その者はエクアドル大使館から外出できず、英国警察の監視の対象になっていたというのが意見書の中の事案のようでございます。

この事案について、英国政府は対象者が拘禁されている被害者であるという主張について完全に拒否する、そして恣意的拘禁作業部会の意見は事実と英国の法制度を無視しているなどとコメントをしたと承知をしております。これが外国の例でございます。

また、我が国の例でございますけれども、2018年12月に意見書を採択した例でございますが、米軍普天間飛行場の辺野古施設に対する抗議活動に伴う行為が器物損壊等の罪に当たるとされた活動家の案件についてであります。これについて、恣意的拘禁作業部会は、この者に対する逮捕・勾留が恣意的拘禁に該当するとの意見書を採択したところでございます。

この事案については、我が国政府として、恣意的拘禁作業部会に対し、本件は恣意的拘禁に該当しない旨の回答を行ったものと承知をしております。

以上が1点目についての御説明になります。

2点目の、改めて今後の国際発信の在り方についてということでお尋ねを頂いたところでございます。

委員御指摘のとおり、我が国の刑事司法制度について正確な情報を提供して、国際社会の正しい理解を得るということは重要であると認識しております。こうした観点から、これまで法務省といたしましても、可能な限りの発信をしてきたというふうに考えております。例えば、これまででありますけれども、これまでの本会議でも御説明いたしました、主として外国プレス、あるいは外国の一般の方々を対象としたものとしてQ&Aの公表ですとか、法務大臣コメント、あるいは外国プレスへの寄稿やブリーフィングなどを行ってきたところでございます。

また、主として各国の司法関係者等を対象としたものとして、法務省パンフレットや犯罪白書の英語版、また「CRIMINAL JUSTICE IN JAPAN」の公表や配布、さらに各種国際会議等における説明などを行ってきたところであります。

今後、どのような発信をしていくべきかにつきましては、本会議の皆様からの御意見も踏まえて、更に検討を進めてまいりたいと思っておりますけれども、例えば1つとして、情報発信のコンテンツを充実化させるなどして、より腰の据わった発信を進めていく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

私からは以上です。

○鎌田座長 篠塚委員。

○篠塚委員 カントリービジットの件についてお伺いします。

パラグラフ50では、作業部会は政府の多大な関与にも関わらず、いまだ日本へのカントリービジットに招かれていないことを考慮するというを書かれます。それからパラの83で、2016年11月30日、作業部会はカントリービジットの機会を求めて日本代表部と会合を持って検討するように求め、検討すると日本政府は言ったのだけれども実現していないということですね。それから2018年2月2日にも、カントリービジットを求めたが実現していないということですね。この点どうなっているかということですね。また、繰り

返しこの作業部会の意見書で書かれているように、日本の側から必要な説明がされなかった。それでゴーン氏側の情報源から出している情報で一応の事実が推定され、日本側の反論がないのでこういう認定をしましたという流れになっています。これは法律家としては、この刷新会議でもそうなのですから、当然のことだと思うのです。要するに日本で調査をしたいという意向が向こうにあるにも関わらず、これをさせていないということなのかどうかということなのですから、その点、今後の予定も含めて教えていただければと思います。

○鎌田座長 それでは、当局からお願いいたします。

○杉原大臣官房国際課付 カントリービジット、国別訪問などとも訳されますが、これについてのお尋ねということでお答えしたいと思います。

まず前提といたしまして、国別訪問の要請について、政府としてこれを拒否したという事実はございません。他方で、恣意的拘禁作業部会の日本への国別訪問については、これまで実現されていないところではございますけれども、この恣意的拘禁作業部会も含めまして、人権関係の作業部会等からの訪日要請、国別訪問の要請についてどのように対応するかにつきましては、外務省が窓口となりまして、外交日程や国会の会期、あるいは先方の訪問希望先、さらに訪問に当たっての条件など、種々の要素を総合的に考慮して検討するとされているものと承知をしております。

恣意的拘禁作業部会との国別訪問に関する調整についてでございますけれども、これは作業部会との非公開でのやり取りでございます。その国別訪問がこれまで実現していないという理由についてはお答えを差し控えていただければというふうに思っております。御理解いただければと存じます。

○篠塚委員 理解はできないですけれども。

○鎌田座長 後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 質問ではなく意見でもよろしいでしょうか。

まず、ただいまのお答えで、日本政府が拒否していないのに、なぜ2016年から言われている訪問調査が実現していないのか非常に不思議な気がします。

この意見書には、確かに幾つか誤解があります。例えば、勾留前の裁判官による勾留質問があったのを見落としているとか、弁護人が勾留に対して準抗告で争ったはずですが、それも見落とされています。そのほか日本の制度の理解としても、いわゆる代用監獄と拘置所を混同しているようなところもあります。それは残念だと思います。

しかし、これが誤解だといって切り捨てて済むのかといえば、私は決してそうは思いません。その第1の理由は、まず、この通報から意見書ができるまでの間の日本政府の対応が、これらの誤解の大きな原因になっていると思われるからです。作業部会から情報提供、つまり反論を求められた日本政府はこの意見書によれば、訴訟に関する書類を公判開廷前に公開することを原則的に禁止する刑事訴訟法47条を根拠にして、具体的な事実を指摘して答えずに、ただ条文がこうなっていますと答えただけのように見えます。そのために作業部会はほぼ通報者の主張どおりに事実を認定して、こういう結論になっているわけです。しかし、勾留に先立って裁判官が勾留質問をしたとか、あるいは弁護人が勾留に対して準抗告をしたといったことは公然の事実であって、それを指摘できないという理由は私には理解ません。それらを指摘しても何ら支障はないはずだし、刑事訴訟法に反することもないと思います。

一般的に言って、国際機関から人権侵害の疑いを指摘された場合に、法律の条文を示すだ

けでは納得してもらえなくて、事実をもって答えなければいけないのだと思います。というのは、こういう仕事をしている人たちは法律は立派にできていても、そのとおりに実行されない事例をたくさん見ているはずです。だから、事実を示して答えないこの間の日本政府の対応は、非常にまずかったと思います。

そこで、質問としては、こういう姿勢を今後も法務省ないし外務省は取り続けるつもりなのかどうかを確かめたいです。もしそうだとすれば、公表しても差し支えない事実まで回答を拒む姿勢を改めるべきであるという趣旨を我々の報告書に盛り込むべきであると思います。

それからもう1つ、この意見書を誤解として切り捨てられない大きな理由があります。それは、意見書が重要な部分で誤解ではなくて、確かに本質的な問題を明確に指摘しているからです。例えば起訴前保釈の制度がないこととか、取調べに弁護人を立ち会わせていないことが国際自由権規約の趣旨に合わない指摘している部分です。これは篠塚委員も紹介されているように、これまで国連の機関が繰り返し指摘してきた問題です。これらの指摘に真剣に対応しなければ、日本の刑事司法が国際的な信頼を得ることは望めないと思います。この私たちの報告書は、その対応の第一歩となるべきだと思います。

それから、この意見書は、使っている概念が国内の議論とは違うので議論がかみ合いにくいところがあるのかもしれませんが。しかも誤解を含んでいるために趣旨が分かりにくくなっています。しかし大きく見ると、日本では逮捕・勾留という未決拘禁が実態において取調べのための手段になってしまっている、それが自白を取る手段になっていると見られたことが恣意的拘禁だと評価されるきっかけになっているのだと思います。これは真剣に受け止めるべきです。例えば起訴前保釈の制度がないとか、取調べに弁護人を立ち会わせていないという、現実が、こういう評価を招いてしまっていることをしっかり見るべきだと思います。

以上、質問と意見です。

○鎌田座長 それでは質問の部分について、答えられる範囲で当局からお願いいたします。

○杉原大臣官房国際課付 御質問ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、本件におきましては、我が国として本件が公判の予定されている事件であり、法律の制約上、事件の内容に関わる情報提供は行うことができなかったというところであります。その上で、恣意的拘禁作業部会にはそのことを説明しつつ、勾留の手続や勾留に対する準抗告、勾留取消し等の手続等についての情報提供はしてきたところでございます。

今後、このような方針なのかというお尋ねでございますけれども、大きな枠組みとして、法律上、可能な範囲で情報提供するということは、大きな方針としては変わらないんだろうというふうには思っておりますけれども、ただ、今後いろいろなところからの要請に対して、あるいはいろいろな場において情報提供するに当たって、それぞれの事案に応じてどこまでの情報を提供できるのかというのは検討する必要があると考えております。

○鎌田座長 これは、国際的な理解を深めるというか、あるいは正確に理解してもらえるようにするというのは非常に重要ですけれども、同時に国内に対しても、やはり国連から違法な取調べを行っていて、損害賠償まで命じられたというのは非常に大きなショックを与えているわけで、それが事実誤認に基づいて正しい判断ではなかったとお考えならば、国内に向けても、その点、詳細に説明しないといけないんじゃないかなということもございまして、国外のみならず、国内に対する広報の在り方も是非御検討いただければと思います。よ

ろしくお願いします。

ほかに御質問。

篠塚委員、お願いします。

○篠塚委員 篠塚です。

パラグラフの66, それから67, いずれも私のペーパーですと青字で書いているものですが、弁護人の立会いだとか、あるいは起訴前保釈という制度がないこと自体が問題にされています。それが自由権規約委員会の一般意見だとか、ここに欄外に引用されていますように、恣意的拘禁の作業部会だけが考えているわけではなくて、自由権規約委員会の一般意見、あるいは勧告等に基づいて、その上に議論が展開されているので、あるいは拷問禁止委員会の定期報告だとか総括意見だとか、そういうものを土台にして恣意的拘禁の作業部会の意見が構築されているので、拷問禁止委員会、あるいは自由権規約委員会に対して、起訴前保釈制度がないこと、あるいは全ての取調べについて弁護人立会いがなくないことについて合理的な説明ができないかぎり、こういう意見は繰り返されるのではないのでしょうか。私は今後も繰り返されると思いますので、その点どうお考えですかということです。

○鎌田座長 では、当局からお願いします。

○杉原大臣官房国際課付 まず、一般的な対応方法、対応の在り方でございますけれども、人権諸条約の政府報告審査におきましては、法務省として、外務省を始めとする関係省庁と連携しながら、あらかじめ委員会に提出する政府報告書の作成等を行いまして、その上で実際の審査の場におきましては、委員からの質問に対して口頭での回答を行うなどしているというものでございます。これらの回答等に際しましては、法務省の取組などにつきまして、委員の理解が得られるよう、分かりやすく丁寧に説明するよう努めているところではございます。

弁護人立会いと起訴前保釈の話がございましたけれども、弁護人立会いの点にちょっと長くなりますので限って御説明させていただきますが、弁護人立会いの義務付けに関しまして、人権諸条約の政府報告審査においても、これまで我が国の政府として累次にわたって説明をしてきたところでございます。例えば、本年3月の自由権規約における政府報告におきましては、我が国において被疑者の取調べは犯行の動機や背景等も含めて事案の真相を解明するための証拠収集手法として重要な機能を果たしていること、被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは、検察官や警察官が取調べの機能を損なうおそれや関係者の名誉、プライバシー、さらには捜査の秘密が害されるおそれなどを考慮して、事案に応じて適切に判断すべきものであること、そして取調べへの弁護人への立会いにつきましては、法制審議会におきまして議論されましたが、取調べの機能が損なわれるおそれがある、あるいは弁護人が来ない限り取調べができなくなるなどの意見があり、導入しないこととされたなどといった回答を行ってきたところであります。

今後でございますけれども、法務省として、引き続き外務省を始めとする関係省庁と連携して、正しい理解、我が国の刑事司法制度や、その運用についての正しく十分な理解が得られるよう丁寧に説明してまいりたいというふうに思っております。

○篠塚委員 作業部会の構成員を見ましても、国際人権、あるいは恣意的拘禁について本当の専門家になっているし、それから自由権規約委員会にも、もちろん個人の資格ですがけれども、我が国を代表するような国際法学者が委員長を務めたりされているわけで、こういう委員会

が、もう20年間にわたって取調べの弁護人立会い、あるいは起訴前保釈について、日本の説明を受け入れないということが続いているわけです。同じ説明を繰り返しても、同じ結果になるのではないのでしょうか。

○鎌田座長 当局から、どうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 なかなかお答え困難なところではございますけれども、引き続き丁寧な説明をしていくと、できる限り分かりやすい説明に努めていくというほかはないかというふうには思っております。その具体的な説明ぶりについては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○鎌田座長 それでは、時間の関係もありますので、まず後藤委員、なるべく手短にお願いします。

○後藤委員

先ほどのお答えでも、今後このような問題に対する対応を改めるというはっきりしたお答えではなかったのは非常に残念です。そうすると、私たちの報告書に、個別の事件に関する情報であっても秘密にする必要のないものについては明確に示すべきであるという趣旨を入れるのが適切と思います。

○鎌田座長 そこは、工夫をさせていただきます。

それでは、山本副座長。

○山本副座長 基本的には、私も後藤委員の御指摘に賛成です。

刑事訴訟法47条という、後藤委員からの御指摘にありましたけれども、この点については民訴の文書提出命令との関係で、最高裁は平成16年からずっと判示をしていて、基本的には文書所持者の裁量権を認めながらも、その文書の重要性、あるいはその事件の重要性と、秘密の重要性とを比較考慮をして、裁量権の範囲を定めるという判示を繰り返しているところであります。

そういう趣旨からすれば、先ほどお答えの中に具体的な事案に応じてということがございましたけれども、正に具体的な事案、あるいは具体的な事実に応じて適切な裁量権を行使していくということが重要であって、その中で秘密の重要性等も考慮しながら判断をしていただくとすることが必要なのではないかというふうに思っています。

○鎌田座長 篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 意見書のパラグラフ81を御覧いただければと思います。

これは繰り返し言ってきたことなのですが、要するに今回の捜査のやり方なんですけれども、裁判の結果に先入観を持たせるのを控えるのが当局の義務であるというふうに言っています。報道機関は無罪推定を損なうような報道を回避すべきであるということも、前提としてこれは国連内の原則であるというふうに言った上で、今回のゴーン氏の逮捕の場面についての写真が多く流布されたということについて、これが自由権規約14条2項に保障する無罪推定の権利を侵害する可能性があることが排除できないというふうに指摘しています。この点についてどういうお考えというか、これに対して反論をするとか、そういうことはお考えなんでしょうか。

○鎌田座長 事務当局からお願いします。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 御指摘は恐らく報道機関の報道の在り方そのものでございますので、こちらの方から何か反論するという類いのものかどうかについては若干が疑問

があるかなというふうに考えております。つまり、いかなる根拠に基づきまして報道機関が報道したのかということについては、こちらの方としては承知してございませんので、そのような趣旨でございます。

○篠塚委員 ゴーン氏側からすると、逮捕のときに報道機関が付いてきているのは、もう事前にそういうリークをしているんじゃないかというような目で見ていると思うのですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 御指摘のような点につきましては、繰り返しいろいろな場面でも御説明を申し上げておりますけれども、申し上げるまでもなく捜査に関わる情報につきましては、大変罪証隠滅のおそれですとか、それから被疑者の逃亡のおそれということに直結してまいりますので、そういった捜査上の秘密につきましては、捜査機関としては、格別の注意を払って対処してきているものでありまして、そういったことにつきまして、いわゆるリークするというようなことはしないものというふうに考えております。

○篠塚委員 そういう点を、この81項について反論するつもりはないということなんですか、パラグラフの81について。

○杉原大臣官房国際課付 具体的にどのような主張をするのか、反論するのかといったことにつきましては、現在、政府部内におきまして検討中でございますので、その後の対応ということになろうかと思えます。

○鎌田座長 井上委員，どうぞ。

○井上委員 今、逮捕の現場に報道陣がいるというやつは、自分の捜査の経験からしても、この人たちはどうやって情報を取っているのか分からないのだけれども、捜索の場所とかに先回りして待ち伏せされているとかって結構ありまして、報道機関の情報収集能力というのはものすごいものがありますから、そこを何か当然にリークだというような、そういうような目で見るとは必ずしも適正じゃないんだらうなと思うのが1点であります。

あと、ちょっと1つだけ質問しておきたかったことがあるんですけども、この報告を見ると「情報源」という言葉を使っていて、誰がこれを申し立てたかって分からないようにしているようです。そうすると、本件で47条のただし書をどう使うかというのを考えるときに、ゴーン被告人の利益をどの程度保護する必要があるのかというのが判断しにくくなっているんですね。だから、本人が申し立てていれば、いろいろな利益はもう放棄していると、こう言えるんですけども、それを言えないような仕組みでやられている中で、反証できなければ政府は負けるよと言われると、ちょっと担当者としては万事休してしまうおそれがあるので、難しい問題だと思ったというのが1つと、ただ、被告人が海外逃亡した時点で、本人がもうそういういろいろな保護される利益を放棄したとみなしちゃって、強く出る余地はあったのかなという気もいたしますので、今後同じような事案がそう起こるとは思いませんけれども、今後の対応を検討するに当たっては、国内の普通の解釈とはちょっと違って、国際的な発信って一度失敗すると取り消すのは大変ですので、この公益の判断ですね、必要性の判断をちょっと大胆にするというようなことも、ちょっと考えていった方がいいんじゃないかなという感想を持ちましたので述べます。

○鎌田座長 ありがとうございました。

金指委員におかれましては、13時50分に御退室予定ということで、その前に御発言の時間を取ろうと思ったんですけども、少し早めに御退室になられたようです。御意見につ

きましては、資料の7の紀藤委員、後藤委員の後に金指委員の御意見が付いておりますので、これをもって本日この場で御意見を伺ったという扱いにさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、恐縮ですが、お認めいただいたものとさせていただきます。質疑応答、またございましたらお願いいたします。

篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 今、ゴーン氏の事件で質問がほかになれば、国賠の方に行きますけれども、先にあれば。

○紀藤副座長 私、まだあります。

○鎌田座長 では、紀藤委員、どうぞ。

○紀藤副座長 端的な質問をまずしたいと思うんですけども、パラグラフの41から政府からの回答というところがあると思うんですね。私のお配りした対訳表の方が皆さん、分かりやすいと思いますので、対訳表を見ていただければいいんですが、41項を見ていただけると、「作業部会は、通常の連絡手順に基づいて情報源の申し立てを政府に送信し」と、こう書いてあるんですね。これは文書で来たんでしょうか、それとも口頭なのでしょう。お答え、杉原さん、お願いします。

○鎌田座長 では、当局から、どうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 文書で提供がございました。

○紀藤副座長 その文書の中に、プリマフェイシーケースという話はなかったんですか、一応の証明ということなんですけれども。

○鎌田座長 当局、どうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 恣意的拘禁作業部会からの情報提供要請の中身、これ自体については非公表でありますので、この中にどのようなものが書かれていたのかというのはお答えを差し控えさせていただければというふうに思います。

○紀藤副座長 54項の訳を見ていただければいいと思うんですけども、この中で、「ゴーン氏の自由の剥奪が恣意的であったかどうか判断するにあたり、作業部会は、証拠に関する論点についての法的に確立された原則に留意する。」と、法的に確立された原則と書いてあるんですね。「もし情報源が、恣意的拘禁を構成する国際法違反について一定程度の証拠を提出した場合には、その主張を否定するためには政府が証明責任を負う。」と。これはプリマフェイシーケースと言われているもので、左側の英語を見ていただければいいんですけども、prima facie caseを、一応の証明をしたらそれが真実になるという可能性については、これは国際的な、いわゆる法的に確立された原則で、日本でもアメリカでもヨーロッパでも、基本的にはこの原則に基づいて行われていると思うんですけども、この説明は当初の文書にあったんじゃないですか。なかったとはとても思えないんですけども。

○鎌田座長 当局、どうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 繰り返しになりますけれども、お答えできないところでございますので、その点、御理解いただければと思います。

○紀藤副座長 お答えいただきたいというのが、基本的に次回の宿題をお願いしたいんですけども、そもそも我々、当事者に文書を送る際に、例えば欠席すれば判決が出ますよとか、不利益事実の告知は通知しますよね。だから、不利益な事実を告知する文書を発するのが本

来の建前であって、それを発しないのであれば、もうみんな法律家だから分かっているでしょうということになると思うんです。それが国際、いわゆる法的に確立された、証拠に関する論点についての法的に確立された原則だと思うので、そうすると、仮に文書に書いてあるのであれば、政府が説明しなかった結果責任はかなりあると思います。具体的には法務省にもあると思います。

それから、もし書いていないのであれば、それはいわゆる法律の専門家である法務省の専門家集団が外務省等にきちっと説明しなかったミスがあると思います。これも結果責任があると思います。この54項に書いてあるのは、「手続が合法的に行われたことだけ政府が主張するのでは足りない。」と書いてあって、「本件では、日本政府は、情報源の多くの主張に対して実質的な回答をせず、適正手続の保障を含む立法の引用に終始した。」というふうに書いてあるんですね。

それに対して、注の3ですね、30ページです。線が引いてあるところを見ていただければいいんですけども、「政府はこれらの規定の抜粋を提供した。」と。つまり刑事訴訟法の規定であるとか、それから刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の抜粋を提供したと書いてあって、抜粋では足りなかったんじゃないかと思われるんですよ。つまり具体的な説明をしないといけなかったんじゃないかと思われるんですけども、具体的に裁判官の勾留質問であるとか、そういう話は具体的に説明されたんでしょうか。

○鎌田座長 当局からお願いします。

○杉原大臣官房国際課付 先ほどの御説明と重複して恐れ入りますが、我が国からの情報提供の内容につきましては、恣意的拘禁作業部会とのやり取りは非公開であるという前提でございますので、つまびらかにできないという点については改めて御理解いただければと思いますが、その上で、意見書に記載されている範囲で申し上げますと、本件は公判が予定されており、事件の内容に関わる情報提供はできないということ、その上で逮捕・勾留の要件や手続、勾留に対する準抗告や勾留取消し等を含めた我が国の刑事司法制度については説明をしたというものでございます。

その上で、若干の補足になるところでございますけれども、ゴーン氏側、今回の情報源からは保釈中の行動制限については自宅監禁、ハウスアレストであるという主張をしたという点がございました。この点について、意見書の中で、政府はこの問題に触れなかったということと言及した上で、自宅監禁には当たらないと判断したというところでございまして、政府が具体的な事件に踏み込んで反論しなかった点につきましても、情報源の申立てと異なる判断はしているという点があるということは、1点、補足して御説明させていただければと思います。

○紀藤副座長 その上で、抽象的にはなるんですけども、私の意見と質問をしたいと思うんですけども、今のを前提にしてですね。

まず、この会議が今年7月に始まって、大臣お二人からスピード感を持って判断するようと言われていて、その内容も、我が国の刑事手続についての国際的な理解が得られるようにするための方策というものが言われているにも関わらず、この間にスピード感を持って法務省の中での改革が進んでいないことに関しては大変な違和感と遺憾な感じがしております。

それからもう1つは、この翻訳についても、もし誤解なきようにするのであれば、法務省が訳を作って会議に配るべきだと思います。それが国際会議のルールであるし、国際的な普

通の国のルールだと思います。そのルールを、あえて委員の方に翻訳をさせるということ自体、私は国際的な会議に出ることもありますけれども、非常に違和感を感じますし、非常に遺憾だと思います。つまり法務省の説明責任はきちっと果たしていただきたいというふうに思いますし、訳を出すことは事実だけを出すことなので特に問題がないし、EU各国でも国連でも、翻訳は直ちに出不さなければ、それは会議になりませんので、それは直ちに出示していただきたいと思います。訳は、全委員に共有すべきだったと私は思っております。早期にですね。

それからもう一つは、杉原さんの説明を聞いていると、翻訳の該当箇所を、やはり翻訳がないからかもしれませんけれども、説明が非常に分かりにくいということもありますし、説明がこの会議で分かりにくいということになれば、国際社会の中でも分かりにくいということにつながりますので、説明は日本人の中でも分かりやすい説明に心掛けることが、国際社会に対する分かりやすい説明に心掛けることになるということを考えると、きちっと説明する際には、翻訳を出した上で、何が問題であり、何が不十分であったかをはっきり明示した上でお話をしていただきたいかったというふうに思います。そういう意味では、とても分かりにくいと思います。もし翻訳が資料として出ていなければ、ほとんど分からなかったんじゃないかと思います、今の説明ではですね。

そういうちょっと遺憾の意を3点お話をしておきますけれども、その上で、幾つか、委員の皆様においても、やはりここは正確に理解しておかないといけないと思いますので、まず、私の資料の16ページを見ていただければいいと思いますけれども、刑事訴訟法47条の資料が、専門家はみんな分かるんですけども、一般の方にはほとんど分からないわけですので、47条の条文は最低限、委員には提示すべきと法務省側で、思います。恐らく付けてくださらないと思ったので、私が条文を引用しました。刑事訴訟法47条にはこう書いてあります。「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない。」と書いてあって、ここでの論点は、まず、訴訟に関する書類かどうかということが、まず1つの論点で、もう1つの論点は公益性の問題です。この2つの論点が問題となっているときに、訴訟に関する書類かどうかは区別せずお話しされるのはとても分かりにくいと思います。つまり、訴訟に関する書類でなければ公開をしていいし、それからオーラルなものであれば公開していいと思います。口頭でのものであれば別にこの47条の射程には入らないというふうに思います。法律上の議論は若干あるかもしれませんが、そこは整理していただきたいというふうに思っております。

それから、注のところをちょっと追い掛けていただければいいと思いますけれども、まず、22ページに起訴前保釈の意見が出てきます。この起訴前保釈の意見ですけれども、ここも正確に理解しないといけないんですけれども、この意見ははっきりこう書いてあるんですね。

「拘禁されている者は、起訴前勾留に対して保釈を請求することが許されていないために、裁判所が、ゴーン氏に対する起訴がなされる前の勾留について代替手段を検討することにより9条3項を遵守することは不可能である。」と書いてあるので、代替手段の検討も含めて起訴前保釈のことが書かれているんですね。つまり十分に検討してほしいと。それで「代用監獄を廃止し、あるいは勾留に対する代替手段が起訴前勾留の期間中に十分に検討されるべきという動きに賛同する。」と書いてあるので、ここはむしろ意見としては、中庸な意見が

書かれているわけです、起訴前保釈と代用監獄に関しては。

ところが、弁護人立会権ですね。弁護人立会権は26ページに書いてあるんですけども、ここには起訴前保釈よりも、作業部会の意見としてはもっと強いんですね。「作業部会は、日本政府に対し、刑事被告人が拘禁の初めから、そして取調べの間に弁護人にアクセスできるようにすることを強く求める。」と、こう書いてあって、つまり起訴前保釈の問題よりも弁護人立会の方が重要だということを前提とした議論がなされていて、起訴前保釈は代替手段で補える場合があるけれども、刑事被告人の立会いに関しては、これは代替手段がないですよ。だから、ここを強く書いてあるので、今言われている意見を並列で並べて、そして反論するというのは、私は国際社会に対する公開の在り方としては誤っていると思いますし、そこはきちっとやっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと質問のところを答えていただければと思います。

○鎌田座長 では、御質問に対して、今答えられることがあれば当局からお願いします。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） ちょっと確認をさせていただきたいのですが、刑法47条の趣旨についての御説明をさせていただければよろしいでしょうか。

○紀藤副座長 47条については議論があると思いますので、一般の方にも分かりやすいように説明していただければ、それはお答えしていただいてもいいんですけども、私が一番重要だと思っているのは、個別の刑事事件に関する事実に関する反論と、日本の刑事訴訟制度に対する事実の反論、この2つがあると思うんです、基本的には。それを区別せずに説明されても、それはまず分かりにくいんですね。後者は刑事訴訟法47条の射程から外れていくと思うんです。刑事訴訟法の手続そのものの事実に対する反論ですね。

それから、今質問を受けたので篠塚委員との関係でちょっと説明すると、リークそのものに関しては、抽象論ではなくて具体的に指摘されているわけです。13ページの39項、40項に、リークのことについては具体的にソースからどういうふうに言われているかということ、11月19日に逮捕された際に、そもそもそこにマスコミが来ていたという事実。それから40項に、4月4日に保釈中に再逮捕されたときに、ジャーナリストとカメラマンを伴って、朝の5時50分に到着したと。そして、その逮捕映像が流されたということが具体的に書いてあるんですね。だから、反論すべきは抽象的なリークの問題ではなくて、この具体的な事実に対するきちとした反論だと思えるので、そこは検察官、法務省のお役人さんってみんなほとんどが幹部の人たちは検察官なので、我々と同じ法曹なので、反論するのは法律論ではなくて事実論だと思うんです。その事実に関してきちっと反論としていただきたいと思っているんですけども、それに対する御意見を伺いたいと、そういうことです。

○鎌田座長 それでは、当局からお願いします。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） まず、前半の点についてでございますけれども、刑事訴訟法47条という条文につきまして、すみません、ちょっとお手元にお配りできておりませんが、申し上げますと、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」というのが本文にございまして、そのただし書に「公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでない」ということがただし書ということで整理されております。

例えば分かりやすく申し上げれば、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、公にしてはならない」ということの中には、不起訴にした事件というものも含まれておりますし、そ

れから起訴したけれども、まだ公判が開かれていないという事件も含まれております。ですので、検察当局におきましては、飽くまで一般論として申し上げますと、不起訴にした事件というものにつきましては、その不起訴にした事実でありますとか、その証拠関係でありますとか、不起訴の理由といったものを基本的にはつまびらかにしないという姿勢を取っております。

その趣旨としましては、単に秘密主義ということではございませんで、そこには様々な理由がございます。申し上げましたように、公益上の必要性があったとしても、その他の相当と認められる場合に、このただし書が適用されて、訴訟に関する本来的には非公開のものが開示できるということになるわけですが、一つは関係者の名誉、プライバシーという問題がございますし、それからその事件における捜査中の秘密を広く一般に知られることになってしまいますと、その事件の犯人を取り逃がしてしまったりですとか、あとは重要な証拠が入手できなくなるというようなことから、それは公にすることができないと考えられております。

また、飽くまでも捜査活動といいますのは、最終的に裁判の場におきまして証拠として用いる、つまり証拠収集のために行うわけですが、その過程では、例えばいろいろな方からお話を聞いたりとか、証拠を収集したりするわけです。飽くまでも裁判の場で明らかになることを前提にお話をさせていただいているところを、裁判の場以外のところで捜査機関がつまびらかにするということになってしまいますと、捜査への協力が得られなくなるのではないかという、その事件の捜査への支障の問題のみならず、今後の捜査等への支障というものを考慮しなければならないというふうに考えられているところでございます。いわゆる公益上の必要があって相当と認められる場合というのは、正に事案によって様々、状況によって様々でございますので、それは個別的に判断していくということになります。

紀藤先生の御質問の趣旨を私がきちんとちょっと受け止められているかどうか、いささかちょっと自信がないところもあるんですけれども、事実ベースでどういったことがあったのかということにつきましては、正に訴訟書類の公開について定めた、この刑訴法47条について、必要性、相当性を判断していくということになると思うのですが、前段の刑事訴訟法的事実というのは、我が国の法律がどういう立て付けになっているのかというところの説明なのかなというふうに理解したんですが、そこは申し上げておりますように、反論という形では主張しております。すみません、まだ質問がきっちり咀嚼できていない中での回答になってしまって大変恐縮でございます。

○紀藤副座長　ありがとうございます。

あとすみません、時間が長くなっているんですけれども、私、全文翻訳しているので、ちゃんと正確に理解していただきたいと思うんですけれども、結局スピード感を持って日本の、我が国の刑事司法の誤解を解く、正しい在り方についてきちっと広報するという立場、正確に言うと、我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策と、このことなんですけれども、29ページ、私の対訳の93項を見ていただければいいんですけれども、事実誤認であっても、「作業部会は、人権理事会が、すべての加盟国に対し、作業部会に協力するよう促し、その意見を考慮し、必要な場合には恣意的に自由を侵害された者の状況を改善するために適切な措置を講じるように求め、講じた手段について作業部会に知らせるよう求めたことを想起する。」と、こう書いてあるんですけれども、つまりもうこの

意見は出されて、さっき法的拘束力はないと言われていましたけれども、拘束力がなくても、事実上の効果として、正にプリマフェイシーケースとして、この報告書は独り歩きしていくと思うんですね。これは全ての加盟国と書いてありますから、国連の加盟国全部にこれが知れ渡るということに、まず一つなると思いますし、それから今後のこととして、８８項を見ていただければいいと思うんですけども、いわゆる特別報告者制度というのがありますよね、国連には。その特別報告者制度に基づいて、２つの報告者に対する報告を付託するというものがありまして、８８項に書いてあるんですけども、具体的には７２項と７６項に書いてあって、時間の関係で省略しますけれども、そうすると、この特別報告者というのは日本に訪問することになると思うんです、当然にですね。だから、この報告者を受け入れて、きちっと説明をしていかなければ問題が生じると思いますし、それから、仮に刑事訴訟法の手続に関する事実を説明できたとしても、いわゆる捜査中の弁護人立会権に関しては、もはや国際的なルールとして確立したような書き方がされていますので、この報告書を見るとですね。どこかでは運用も含めてこれは開始しないと、この報告書には反論できないんじゃないかということを私は思いますので、これは意見として申し述べておきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは篠塚委員。

○篠塚委員 さっきの関連なのですけれども、作業部会とのやり取りは非公開というふうにおっしゃいましたけれども、そうすると、向こうも非公開になるわけですよね、作業部会の方も、日本と。要するに、日本から出した資料が公開されるわけではないのですか。

○鎌田座長 当局、どうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 政府と恣意的拘禁作業部会とのやり取りは非公開、非公表とされているところでございます。恣意的拘禁作業部会と情報源とされている申立人、分かりやすく言えば申立人ですが、これとの間についても、恣意的拘禁作業部会としては非公表としているところでございます。

他方で、その情報源がどのような情報を出すかというところについては、それはその情報源、申立人がこの恣意的拘禁作業部会とのやり取りについてどのような考えで対応するかによるところではございます。

○篠塚委員 民事だと、本当に秘密にしたいという問題であれば特別な手続を取って、IN CHAMBER手続じゃないのですけれども、一定の厳格な秘密保持の手続を取った上で、この作業部会の方に情報を提供するというような手続はないのですか。あるいは、そういうのは話し合いでできないのですか。日本の名誉を守るためということであれば、事実を知らせて、しかし、公開させないという形で事実を伝えるということはできないのですか。

○鎌田座長 当局、どうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 例外的な扱いがあるかどうかは法務省として把握しておりませんが、政府が情報提供を恣意的拘禁作業部会にした場合に、その政府が提供した情報については情報源、申立人からコメントを出してもらう、その機会を与えるという意味で、恣意的拘禁作業部会から、その政府から出した情報について申立人の方に提供されるというふうには承知しております。それ以外の例外的な扱いがあるかどうかについては、申し訳ございませんが、把握しておりません。

○篠塚委員 分かりました。

もう1点いいですか。

○鎌田座長 はい。

○篠塚委員 パラグラフ89で、「作業部会は、日本政府に対し、利用できるあらゆる手段をもって、できる限り広く本意見を広めるように求める。」というふうに意見を述べているわけですが、これに対する対応はどのようにされる予定なのでしょうか。

○鎌田座長 では、当局からどうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 繰り返しになりますけれども、恣意的拘禁作業部会の見解に対して、今後日本としてどのように対応するのかというのは、御指摘の点も含めて今検討中でございます。今後の具体的な対応について、政府としての精査検討を終えた後に適切に対応することになるかと思えます。

○篠塚委員 現状は何もしていないという理解でいいのですね。

○杉原大臣官房国際課付 検討中というところでございます。

○鎌田座長 後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 念押し的に申しますけれども、私はゴーン事件について、例えばこういう参考人がいて、こういう証言をする予定だから拘禁の理由がありましたというようなところまで具体的に反論すべきだったと言っているのではないです。そういうことをしようとするなら、確かに刑事訴訟法47条が気になるのは、理解できます。でも、例えば勾留に先立って、裁判官は勾留質問しました、弁護人が勾留に準抗告して争いましたといった当たり前のことが当たり前のように行われたという事実について、それを指摘することを差し控えるべき理由は何もないでしょうと申し上げています。

○鎌田座長 それは意見として伺っておくことでよろしいですか。

○後藤委員 意見です。

○鎌田座長 ほかにはいかがでしょうか。

○紀藤副座長 資料の関係で、すみません。

後で議論もしたいと思っているんですけども、資料の関係でちょっと事実確認だけしておきたいんですけども、私の出した関連報道の整理というのがあると思うんですね。これを見ると、ウォールストリートジャーナル、これはどうしてこういう資料を出したかということ、第6回の法務省の資料1というのが、法務大臣のコメントが国際社会においてどういうふうに報道されていたかということを法務省側が作られた説明資料があって、それに対して、今日そういう御意見も法務省側から報告もなされなかったもので、あえてこちらから作ったものです。これは今回の作業部会意見書がどういう形で世界に発信されているかということを示すものなんですけれども、その1ですね。質問したいのは、この1になります。

この1を見ると、「東京では「全く容認できない」と言われている拘束力無き決定は、ゴーンの逃亡で果たした役割について2人のアメリカ人が国外引き渡しの可能性に直面している事件の助けになる可能性がある」という、そういう見出しが出されていて、本文は著作権の関係があるので訳せないんですけども、これを拝見すると、今、アメリカで5月にテイラー親子2人が、ゴーン氏の逃亡を助けたということで逮捕されて、日本に犯罪人引渡し条約に基づいて移送する手続がなされているんですけども、その手続が10月に日本に引渡し決定が出たんですけども、結局異議が出されて止まっている手続に影響を与える可能性があるという話がありまして、それはこの意見書の内容を見る限りは弁護人立会権がない国

に移送できるのかという問題が、正に論点としてすぐに想起できるんですけども、これについて、法務省側の見解と事実関係をちょっとお話ししていただければいいと思います。現状の移送手続はどういうふうになっているのかも含めて教えていただければと。

○鎌田座長 当局から、お話しできる範囲内でお答えいただければと思います。どうぞ。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 御指摘の報道は、今御紹介いただきましたウォールストリートジャーナル紙の記事で、その記者の見解として、本件意見書が両名の事件の助けになる可能性があるというふうに指摘したものというふうに承知しておりまして、お尋ねにつきましては、正に個別事件における具体的な捜査に関わる事柄でありますし、また、米国手続にも関連する事柄かなというふうにも思いますので、当局としてはこの程度で御容赦いただければと思います。

○紀藤副座長 今の私の事実関係の説明は正しいですか。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 報道のお話ということですか。

○紀藤副座長 いや、違います。事実関係です。だから、テイラー親子の移送決定は一応出されたんですけども、それに対して異議が出されて今現在止まっている状態であるという事実関係は正しいですか。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） お尋ねにつきましても、その個別事件における具体的な捜査に関わる事柄ということで、また米国における手続に関することですので、先ほどの繰り返しになりますが、お答えは差し控えさせていただきます。

○紀藤副座長 一応、答弁に対する私の意見だけを申し述べると、それは以前にある法務大臣が、法務大臣になったら少なくとも3つぐらい覚えておけば問題ないといって、1つは捜査中だから答えられないというのと、そういうことを言ったと思うんですね。個別事件だから答えできないというのもそうですけれども、それと同じ答弁なので、私は国際社会に対するルールや国民に対する説明を考えると、その説明が果たして国民に対する理解を得られるのかどうかも含めて、その説明の仕方も考えられた方がいいと思います。もう少し別な言い方、同じことを話しても、別の言い方があるんじゃないかというふうに思います。事実関係自体は別に問題がないんじゃないかと思うので、正にこれはリークの問題も絡んでいるんですけども、法務省の中にきちっとしたマニュアル、公開するマニュアルがないというのか、要するに、こういう場合に公開すべき、こういう場合は公開すべきじゃないということがマニュアルがないがゆえに、個別事件ごとに個別に判断されていることで、こういう結果を生じていると思うので、やはり説明の範囲については一定の節度を持ったマニュアルをきちっと作っていただいて、それをこういう会議、あるいは国際会議、あるいはリーク、ネガティブに言うところなんですけども、報道機関に対する広報の在り方も含めて、きちっとしたルール作りを進めていただきたいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○篠塚委員 ないようだったら、国賠の方でいいですか。

○鎌田座長 はい。篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 国賠の事件について、先ほど争点等をおっしゃっていただきましたので、ちょっと判決で言っていることと取り上げ方がどうかなと思うところがあったので少し補充させていただいて、法務省の方で違うという点があったら指摘してください。

まず本件では、東京地検特捜部の事件であるということ、そこにおいて任意の取調べを受けた被疑者について、その被疑者の妻から弁護人の依頼があった、対応したのは、取調べをしている検察官ではなくてキャップと言われる方が対応したと、これは間違いないですか。答えられないなら答えられないでいいんですけれども、判決に書いてあることですから。

そして、法務省側が争点としたのは3点ございます。先ほどの説明では3番目の点だけをおっしゃいましたけれども、普通に見て一番おかしいなと思ったのは、この私の発言補助資料の中でも書いておりましたけれども、キャップの検察官が言ったのは、任意の取調べなんだから、いつでも出られるから、弁護人が、あるいは弁護人となろうとする者が来たということをお伝えなくていいんだというのを面と向かって接見を求めた弁護士に対して言ったということです。この点について、法務省もまた主張の中で、任意の取調べ中については憲法上も刑事訴訟法上も何らの規定もなく、身体拘束を受けていない被疑者は、いつでも取調べを拒否して退去することにより、弁護人の援助を受けるための手段を自ら取ることができるから、要するに身体拘束を受けた人のように、弁護人と会う権利がないんだという主張を公開法廷でしたわけです。これは当然、裁判所から排斥されていますし、これについては単に排斥されただけではなくて、判決の中で、同様の判決がもう既に平成3年の事件で、福岡高裁で判断が出ているじゃないかということが指摘されています。

それから2番目は、弁護人選任権者からの依頼があっても、弁護人となろうとする者であるかどうか分からないので、合理的な範囲で調査をすることができるんだと、こういったわけで、今回の場合は、先ほど言ったように調べたけれどもというような話であって、もう1点は、3番目としては、弁護士を自称する者が、何か電話があって確認する必要があるんだというお話なんですけれども、このあたりについても裁判所は、本人に聞けばいいじゃないかということをおっしゃったわけなんですけれども、さらに弁護士の立場から言いますと、当番弁護士の委員会派遣とかあるわけで、本人からの依頼がなくても社会的に必要なだと思えば出掛けていくわけですよ。それで本人が頼めば受けるということで、弁護士であるということが分かれば本人に伝えるべきだと思うのです。そういう意味でも、非常に問題である。

要するに、私の方から見ますと、東京地検特捜部という組織が弁護人依頼権を軽視し、弁護人との接見を妨害したわけです。しかも、法務省もそれを是として裁判で争ったわけです。しかし、民事裁判としては異例の2回で結審をして、違法であるという認定が下ったという事案なわけです。今回資料を付けておりますけれども、接見国賠勝訴確定の状況、過去にこういう接見妨害というのはたくさんあって、最近はどちらかというと接見している内容を捜査官が本人から聞き取るということで、秘密交通権の侵害という形で訴訟になっていたわけなんですけれども、今回接見させない方向で動いたというその体質がやはり変わっていないのかということがあります。

それから、警察の方も接見妨害がないじゃないかというお話がありましたけれども、実は11月に滋賀県警草津署で、被疑者が留置管理官に対して2回にわたって弁護人の依頼をしたわけです。留置管理官が手続を取らなかったという妨害事件が発覚しています。それで、このことについては草津署の署長が謝罪して、組織としてきちんと訓練しますというおわびがあったわけなんですけれども、それに対して、本件場合はそれどころか、謝るところか争っている。しかも、先ほどの説明のように、一番大事なものは、任意の取調べ中であれば会わせる必要がないと言ったことです。これは普通に考えてもおかしいわけで、そういう現場の状

況で、弁護士依頼権、あるいは選任権に対する理解が進んでいるということは到底言えないと思うのです。

そういう意味で、発言補助資料に書かれましたように、やはり検察官に対しての倫理規定といえますか、職務基本規定の必要があるということをこの事件はやはり言っているんだというふうに私は理解しました。違っていたら御指摘ください。意見の部分はいいので、事実経過で。

○鎌田座長 何かありますか。

○篠塚委員 別に間違っていると思わなければいいです。僕の意見は僕の意見で。

○鎌田座長 事実経過についての今の篠塚委員の説明に誤解があれば指摘してくださいと、そういう趣旨ですね。

○篠塚委員 はい。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 判決の要約の仕方について論評するのもしがかなというふうに思いますので、そういった点についてのコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○紀藤副座長 今の篠塚委員の質問に関連してですけれども、最初に太田委員が、昔はいっぱい接見妨害の事件があったというふうに言われて、それは私も承知しているんですけれども、私も弁護士なり立ての頃は、もう接見妨害事件だらけだったので、接見妨害国賠事件というのが多数あって、本も出されたぐらいにたくさんあったんですけれども、警察署は比較的市民に近い立場なので、警察の立場に立つわけではないんですけれども、比較的法制度に対して柔軟な対処をする傾向が強いですね。

一方、今、篠塚委員が言われた事案は正に特捜部案件であって、正に検察庁案件。だから、つまり、この会議で話し合われるべき対象になる案件だと思うんです。その案件に関して、いまだに警察のレベルよりも低い発想で検察庁のとても優秀な検察官の方々が動いていること自体が、それは異常事態だというふうに理解されるべきであって、それは基本的に反省すべきだと思うんです。裁判でぎりぎり争うということだけではなくて、むしろ運用で直すところもあるし、それから問題があれば、それは処分の問題も絡んでくると思うんです。

それから、国際広報の在り方で言うと、この判決は英訳されて、そのまま国連に持ち込まれたら、正にゴーン被告の言い分を裏付ける内容にもなりかねないものであって、そのぐらい重大な事件であるということは御認識された方がいいと思うんです。だから、そこは篠塚委員にちょっと補足したいと思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問がないようでしたら……。

○篠塚委員 警察の事案も、今の検察庁の事案も、弁護士に会わせないうちに自白調書が作られたというケースですね。その点は記録としてお願いいたします。

○鎌田座長 ほかに御質問がないようでしたら、業務の予定のある当局担当者の方には御退席をお認めしようと思いますが、よろしいでしょうか。

○紀藤副座長 私、宿題をお願いしたいと思うんですけれども、どの程度、事実に関してちゃんと国連に説明していくかということに関してはお話を頂きたいと思っているし、それからもう1点は、先ほど私が見出し記事を出しましたがけれども、法務省は具体的に国際発信として、今回の報告書に対してどういうふうな反論をして、それがどう取り上げられたかについ

ては、やはりきちっと文書を出していただきたいと思っております。

○鎌田座長 これは、御要望ということで受け止めていただければと思いますが、よろしいですか。

○保坂事務局 どういう文書ですか。

○紀藤副座長 前々回、6回のときには対外発信ということで、資料1のような資料を作られているわけです。でも、今回はそういう資料1はなく、法務大臣コメントのみが添付されているので、どういう形でこれが国際社会の中に広まっているのかということについての根拠資料を出していただきたいと思います。そうでなければ判断ができない。これは判断の前提となる資料だと思いますけれども。

○保坂事務局 法務省なり政府が、この件に関してどのように対外的に発信したかという趣旨ですか。

○紀藤副座長 対外的に発信をして、それがどう取り上げられているのかです。

○保坂事務局 報道ぶりということですか。

○紀藤副座長 そうです。第6回の資料1を想定していただければいいと思います。それと同じような形のものが、すぐに出せるのではないかと私は思っています。

○鎌田座長 それでは、当局からどうぞ。

○杉原大臣官房国際課付 ただいまの点を口頭で御説明させていただければと思いますが、国外あるいは英字紙における本件の報道ぶりというのは様々でございます。主として恣意的拘禁作業部会の意見書の内容ですとか、これに依拠した見解などに言及する記事というものがあ一方、意見書の内容等に併せて日本政府の対応、これは外務省の報道発表ですとか法務大臣の記者会見の内容ですとか、そういったものにも言及するという記事があるところがございます。

例えば、副座長の資料の中の3から8、あるいは11、13というのは、その前者の、主として恣意的拘禁作業部会の意見書の内容や、これに依拠した見解等に関する記事でございますけれども、後者、すなわち日本の政府の対応についても言及したものとして、副座長の資料の1と2、あるいは9から12といったものがあるというところでございます。

これ以上の詳細については、時間がございますので割愛したいと思いますが、いずれにしても、意見書の内容の、あるいはそれに依拠した見解等が書かれているものと日本政府の対応も含めて紹介しているもの、これがあるというふうに承知しております。

○鎌田座長 よろしいでしょうか。

○紀藤副座長 私はそれは不十分だと思いますけれども、9から12と言われたけれども、9から12って比較的、最初の報道から1日遅れとか遅れて来るので、反論のコメントを入れているだけだと私は思っておりますけれども。

○鎌田座長 それでは、当局の説明者のうち業務の予定のある方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

では、次に、報告書（案）に基づいて御議論いただきたいと思います。どの点についても結構でございます。

残りの時間が少なくなってきましたので、事前にお出しいただいたペーパーは参酌するという前提で、それについての補足的な御意見、あるいは要約的な意見ということでも結構です。よろしくお願いします。

篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員　人質司法に関する日本弁護士連合会の意見等がございますので，簡単ですが，5分ぐらいで説明させていただきます。私の発言補助資料の3という形で付けておりますので，御覧いただければと思います。

この人質司法をどう考えるかなんですけれども，無罪を主張し，黙秘権を行使している被疑者・被告人について，自白をしている人よりも殊更に長期間身体拘束をする勾留・保釈の運用というふうを考えております。これが憲法及び国際人権法に違反するというのが日弁連の考えです。

それを解消する方法として2つを挙げておりまして，ひとつは刑事訴訟法89条の4号を削除すべきだということです。これはどういうことかということ，元々国会審議のときに，必要的保釈の例外として，被告人が罪証を隠滅するおそれがあるという元々の昔の法案に対して議論がありまして，いや，それでは広過ぎるんじゃないかということで，ちょっと主観的になり過ぎるということで，もっと客観的にということで，被告が罪証隠滅と疑うに足る相当な理由があるときというふうに立法過程で修正されたんですけれども，実際の運用においては，これはほとんど主観的に罪証隠滅するおそれがあるというような運用をされているので，この条文がある限りは権利保釈が極めて制限的にしか運用されないということで，この条文を削除すべきだということでありまして。

それから，次は，前回もちょっと言いましたけれども，身体拘束しないで代替的な電子監視の制度をやはり作らないといけないんじゃないかということです。これは自由権規約の9条3項だとか，2014年の自由権規約で採択された一般意見に基づくものです。

続きまして，これが11月17日に出たものです。

身体不拘束を原則化すべきであるという意見書が，2012年に出されているわけです。これはどういう経緯で出されたかといいますと，志布志事件，氷見事件，足利事件，村木さんの厚労省の元局長事件，布川事件と，いわゆる冤罪事件が立て続けに発覚したということを受けて，それは身体拘束によって結局虚偽の自白をさせられていると，取調べと長期の勾留に原因があるんだということで，原則として身体拘束しないで調べるべきだということを言っているわけです。

その3というのが，同じ年の9月13日に出された意見書でして，ここも住居制限の命令等で代替的に行うべきだということを述べています。要するに，自由と引き換えに虚偽自白をさせられているという考えに基づいて改革を求めたものです。

次に，勾留質問への弁護人の立会いがないので，これはおかしいので認めるべきだという意見です。あるいは起訴前保釈を認めるべきだと，改めてこれは言っているということです。

もう1点，日弁連が出した意見書としては，検察官の定年後の勤務延長に対して，内容は詳しく見ていただければいいと思うんですけれども，内閣の解釈変更に基づいている，この点はまだ撤回されていないので，撤回すべきであるという意見でございます。参考のために出させていただきました。

以上です。

○鎌田座長　ありがとうございました。

ほかの御意見，お願いします。

○紀藤副座長　補足ですけれども，私の翻訳，今回の意見書に対する翻訳の5ページと9ページ

ジの、具体的にはパラ11とパラ25、11項と25項を見ていただければいいと思いますけれども、ゴーン氏が保釈に関して足首モニターの着用に関し既に同意するとかいうことが出ています。このGPSの装置が法務省でちゃんと検討されていれば、今回のゴーン被告の国外逃亡は恐らくなかったと思われます。

なぜ、では、裁判所がGPSの装置に関する保釈条件を付けなかったのかと言われると、現在だったらちょっと違うのかもしれませんが、当時の日本として、まだGPSの装置が国の運用としてうまく機能していないという前提があって、それでむしろ監視カメラの方にシフトしてしまったという経過があって、法務省では、昨年からはGPSの装着に関してはたしか検討会を開始したと思いますので、早期にその結論を付けていただきたいというふうに思っていますし、現状どうなっているのかなというのか、法務省でGPS装置の装着に関して法務省の検討状況は今どうなっているのかというのは答えていただければと思います。これは検察の理念にも関係してきますので。つまり新しい技術に対して柔軟に考えると。

○鎌田座長 当局から、どうぞ。

○鶴岡刑事局刑事法制管理官室企画官 法務省刑事局刑事法制企画官の鶴岡でございます。

御質問の点、保釈中の被告人に対してGPS端末を装着する制度を導入することにつきましては、逃亡を防止するための方策の1つとして、現在、法制審議会の刑事法逃亡防止関係部会において、調査審議項目の一つとして調査審議が行われているところでございます。

○河合委員 関連で一言。

○鎌田座長 関連で、河合委員、どうぞ。

○河合委員 先ほど篠塚委員が人質司法について弁護士会の定義を述べたんですが、従前、私が申しているとおり、現在の保釈の運用というのは裁判所はかなり変わってきているわけで、このような殊更に長い身体拘束をする勾留・保釈の運用という一くくりにして人質司法と定義することについては、やはり私としては違和感があると、一言申し上げます。

○鎌田座長 篠塚委員から、今の関連での御発言をいただいて、その後に、富山委員からお願いいたします。

○篠塚委員 人質司法については、一言でそう言っているわけではなくて、今、要約したから言っただけで、URLで引用していますから言っていますけれども、裁判所の御努力で勾留請求の却下だとか、保釈の許可の事例が増えているのはそのとおりで、その御努力に対しては敬意を表します。

さはさりながら、自白している人と否認あるいは黙秘権を行使している人の勾留が長くなり、保釈が遅くなることは、もうそれは統計上の客観的な事実としてこの意見書に出ておりますので、それを見ますと、やはり否認すれば、あるいは黙秘をすれば出られない、長くなる、裁判が始まって出られないということは、もう客観的な事実としてあるので、そこを裁判所も更に努力をしていただいて、理解をしていただいて、人質司法をなくす方向で御協力を頂きたいということです。それがなくなるまで、日弁連は、人質司法がなくなったとは言わないと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

すみません、お待たせしました。富山委員、お願いいたします。

○富山委員 ありがとうございます。

報告書案の全体についてのコメントです。

これはもう既にお送りしておるとおりで、1つは8ページ目の私の意見の引用について、これはいずれも一般人目線といいましょうか、一般人目線で言うと、やはりどうしても黒川さんの問題で、法務省官僚と検察官の距離感の問題として捉えられているのが多分常識的な、普通の人の見方ですね。今回、桜問題の急に捜査が進展したりしているように見えちゃっているところもあって、ですから、これはどうしてもそう見えてしまうので、多分そういう部分が、私、やはり背景のようにになっているのはどうしてもしょうがないですよ、これはパーセプションの問題だから。それについて、ちょっと私なりに思っていることを書き加えておりますので、そういう趣旨であります。

それから、だからそれを書いておいた方が世の中一般の人の疑問に対して、この会議が私のコメント、両論併記で構わないので、認識しているということが大事なかなと思って加えた次第です。

それから、あと後半の後藤委員が出されている例の試行の問題なんですけれども、私は中立的なので、捜査上のもろもろの事情というのもよく分かりますし、いろいろな、日本が極めて刑事的に安全な国というのもよく分かっているのですが、これは今日の議論を伺っていても、やはり大きな流れで言ってしまうと大陸法の国々も認める流れで、人権保障と真実究明の両立のモデルとしては、やはり被疑者の供述と弁護人の立会いというのは国際社会において変容、トランスフォーメーションが進んでいるというのが素直な理解になってしまふんですね、これは。すごく引いて聞いていると。

そうすると、かつこれは、やはりどうしても法治システムの根本部分ってコンバージェンスが進んでいく流れなので、さっき座長の方からちょっとその対応をちゃんとやらないとまずいですよという御指摘もありましたが、ちょっとやはり推定有罪っぽくなっている感じは否めないんですよ。これはパーセプションの問題だから、専門的に詳しい説明をしても一般人の人は全く分からないので、今日の多分いろいろな難しい御議論は国際世論には全くアピールしないですよ、正直言って。あとネット空間の中では全く理解されない。ここは日本はずっと過去失敗してきたところで、例の慰安婦問題なんかも、あれは明らかに朝日新聞の誤報から始まっているんだけど、もう完全にあれはパーセプションを作られちゃっているから、もうこれは大変ですよ、覆すの。だから、そういう意味で考えると、ここはちょっとやはり早晚大きなトランスフォーメーションを日本は考えざるを得ないんじゃないかなと。

それからもう1点、これも最初のところで申し上げたのはいずれもやはり変わってなくて、要は日本としては国家戦略として、今後、高度人材を受け入れようということを言っているわけですね。実際これは必要だと私は思います。そのときに、例えば私の、例えばスタンフォードとか、ああいうところの欧米の高等教育を受けたグローバル人材の人たちに、いや、日本ってミランダルールないんだよねと言うと、やはりそれは、本当かということになっちゃいますよね。もちろんそれを補ういろいろな仕組みがあるという御説明は法務省、検察の方からあったとしても、だって彼らは法律の玄人ではないので、だから、そこもやはり今後のいろいろな意味合いにおいて、決して、これはパーセプションの問題なので、ディテールに、テクニカルにどうかというより、これは本当にパーセプションのゲームです、高度人材を引き付けるゲームというのは。だから、小さな問題じゃないので、私は現在の世界情

勢と我が国の国家戦略から見て、いずれ求められるトランスフォーメーションに向けて、私は可及的早期に試行を開始しておいた方がいいという、そういう次第で後藤委員の意見の趣旨に賛成です。

あと、いろいろもちろん難しいことはあるんですけども、これは今の時点、私は現時点においては日本の法曹界、特に法務、検察は極めて優秀な人が集まっているわけですから、やはりちゃんと弁護士立会いを認めても真実究明に支障を来さない方法をどうやったらできるかというのがごく建設的で、かつ生産的な思考法だと思っています。

最後に、前回制度的な整備がない中で試行を行うべきじゃないという趣旨の意見がありましたけれども、これもちょっと申し訳ないですけども、これも素人的に聞いていると、制度的な整備をどうするか判断材料を現行制度の枠組みで可能な方法で集めようとするのが試行なので、これはやはりちょっと、これが法律の世界でどうして通用するのかもよく分からないんですけども、やはり素人の私から見てもトートロジーで、余りスマートじゃない議論に聞こえてしまうんですね。だから、この会議を契機として試行を行っても、決してこれ自体は訴訟制度の変更じゃないので、むしろ将来しかるべきところで制度改革の議論をする材料を得るための作業は、私はもしこういう機会がうまく契機にできるのであれば、是非ともそういった作業を行っておいただいて、大きな世界的な世の中の変化で。

あと、もう1点申し上げると、私、すごく気になっているのは、今の中国の問題とかを見ていると、やはり世界で必ず中国は力を増しますよ、この後、国際社会で、どう考えても。今、中国すごいですね、国際攻勢、特にコロナに関して。医療サポートとか、あるいはワクチンのサポートすごいです。だから世界的プレゼンス、めっちゃめっちゃ実は上がっています、彼らは。評判上がっています。これは何を意味しているかというと、大きな意味で、世界が自由と民主主義という価値観を根本にしている国家群と、それからやはり権威主義的な国家群への分断が進む可能性が高くて、日本は明確に前者の立ち位置を取っているわけです。その前者の立ち位置を取っている中で、その自由と民主主義の国家群の中で、例えば刑事司法制度がやはり推定有罪的にネガティブにユニークなパーセプション、これは正直、何か日本の今後の長期的な国益を考えると、これもちょっとしんどいなと思います。

ですから、ここから是非、法務、検察は優秀な方々が集まっているので、例えばちょっと極端な例を言ってしまうと、もし村木さん事件が外国人で起きていたらどうなるかということです。それも、外国人はそれなりのインテリの人で。ゴーンさんのケースは、ゴーンさんもちっとどうかなというところがあるんで、何となく空気はああいうふうになっていますけれども、これはやはりそれなりのまともな人が村木さん事件の対象になっちゃったとしたら、これはやはり倒れますよ、国際世論は完全に。だから、そういったことはどうしても、これは現場がどういうふうに一生懸命やったって起きる可能性はあるわけです。ですから、そこで一気に倒れちゃって泥沼になってしまうよりは、私はいろいろな準備をされるということを提言していきたい次第です。

以上です。ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

それでは、ほかの方の御意見もお伺いしていきたいと思います。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 紙を出していますので、それに基づいてちょっと説明をさせていただきますと、

まず、修文意見を2点出しました。

(1)は私の発言部分で、少し正確にしてほしいという程度のもので、(2)は要望事項の検察官の倫理関係で、内容的に検察組織が検討の中心になることはそのとおりなんですけれども、実際の取組としては法務省が絡むところもありそうなので、一応、その逃げ道を作っておいた方が無難かなというようなことで、事務的な観点で入れておいた方がいいんじゃないかなということでもあります。

その次は、録音・録画の対象範囲の全事件・全過程の拡大の御意見に対しまして、ちょっとここでやはり一言だけ申し上げておきたいなと思うことだけ付け加えさせていただきます。

2行目にあるように、全事件・全取調べを対象とするのは現実的でないというところでもありますけれども、特に予算のことなんです。私、昔会計課長をやっていたから、その辺つい考えてしまうんですけども、全事件・全過程というと、ざっくり言うと、現在の10倍以上の数に膨れ上がります。そして、その内容としては道交法違反とか軽い自動車運転致死傷事件がほとんどで、罰金とか起訴猶予になるものがほとんどの事件が対象になってくるとすると、果たしてそこに大量の税金をつぎ込む、国民の負担を求めるということについて理解が得られるのか。やはりもっと集中的に、やるべきところがあるのであれば、そこを絞って御提案いただいた方がいいんじゃないかなという点が1点であります。

もう1つは、これは正に改正法の施行状況とか検察での運用状況のデータを踏まえて、3年後の検討の場でやるべき、正にどんぴしゃりのテーマなので、ここの会議体ではこれ以上やる必要はないだろうということでもあります。

次に、後藤委員の御提案がありました。提案①、②、③というふうに分けてありますけれども、まず1点目のところは、結びのところの表現ぶりでございます。ざっくり言うと、これは箸の上げ下げの問題をどこまで書くかというような問題かなと思いました。刑事司法の専門家以外の参加を求めるというところは当然のこと、言わずもがなという感じがする一方で、経験者からの聞き取りのところは、これはかなり部分的に偏ったところだけ取り上げるのが提言としては違和感があるなというのが正直な印象であります。個別の意見のところに書かれるのはもちろん、そのとおりでいいんですが、もし全体の提言にまとめるのであれば、表現ぶりをかなり工夫した方がいいかなという感想でございます。現在の案でも十分に読める内容だと思うので、私は現在の案でいいと思いますけれども、もし直すのであれば、ちょっと工夫が必要だということでもあります。

提言②、③の関係でございます。これらはいずれも運用で立会いを試行するということを前提とした御提案でございますけれども、本会議では意見の隔たりの多い部分で、提言をするということは全体の意見が集約されたという前提になるんでしょうけれども、その前提を欠いているということでもあります。

試行についての私の意見はきちんと申し上げていなかったかもしれないので、そこで再度ちゃんと記載させていただきましたが、立会いというのは非常に取調べに与える影響が大きいもので、重大な制度変更に結び付くような大問題なので、これは手続全体とセットで検討すべきだから、試行についても単独で先行させることは反対だということでもあります。

その次に書いてあることは、この会議は立会いの問題を正式に議題とすることかどうかについても合意できていなかったから、立会いの本質的な議論というのはきちんとできていないわけであります。したがって、例えば立会いの要求があったら取調べは止まるのかとか、立ち

会った弁護人はどの程度取調べに介入できるのかとか、そもそも録音・録画の下における立会いの目的はどんなところに置くのかなど、本質的な議論が全くなされていない状態であり、また我が国の捜査において、取調べによる証拠収集がどのくらい重要な位置を占めているのかとか、取調べができなくなった場合、真相解明にどんな影響があるのかとか、では、諸外国ではどのような刑事手続で、どのように立会いか証拠収集ということをやくりしているのだろうかとか、そういう正に非専門家の方々に正しく理解していただきたい事柄についてきちんと説明できていない状況なんですね。このような議論の段階でいきなりまずは試してみようよというのは、ちょっと私の感覚では余りに乱暴だということであります。

そして、もし仮に後藤委員の案のように提言をしても、検察としては何をどのようにやっていいか全く分からないから履行できないと思いますし、検察に全く支障のない範囲で立会いならどうかとかいうことも言われておりましたが、それは試行の名に値しないとか、試行の必要もないことなんだろうと思いますし、逆にどの程度の支障までなら耐えられるかを試すというような、そういうきわどい話になってくると、これは具体的な事件処理に責任を有する検察官としては試行に踏み切れないはずであります。法律の根拠でありますとか、あるいは具体的な職務命令みたいなものがなければ、個々の検察官はそんなことはできませんし、具体的な事件を起訴できなくなるリスクを負ってまでやることかという、そういう判断はなかなか検察はしにくいのだろうと思います。

そして、富山委員の御提案に係る理由の中で、要するに、ファクトもデータも何もなくて3年後の検討で議論したって、観念論の繰り返しになるだろうという危惧は、これは私も共有できます。少なくとも録音・録画がどの程度取調べに影響したかとか、その結果、違法な取調べがどれほど減ったかとかの、そういうデータは集まると思いますけれども、そしてそれは重要だと思いますけれども、それに加えて立会いそのものについての直接の資料が欲しいということであれば、普通はこれは先行して立会いを実施している諸外国の制度と運用状況を丁寧に調査すること、これで相当重要な、役に立つ情報がたくさん取得できると思います。立法の常套手段だと思います。裁判員のときにもそうだと思います。あとは模擬裁判ですね。模擬の取調べをやれば、これはこれで我が国の現行法の下での相当な情報がまた得られるだろうと思います。

発言補助資料を見ておりましたら、何か民間の製品開発でもいろいろ検証のテストを行うから立会いでも必要というようなものがございましたけれども、無人運転を公道上で実証実験するまでにはいろいろなことを、できることをたくさんやって、その上で最後にやっていくわけであります。生の事件を材料としたテストというのは、そういう最後の手段として行うべきだと思います。刑事事件を担当してきた実務家の私の感覚としては、事件を大切に扱ってほしいと、そう思う実務家はたくさんいるだろうということは、是非とも強調しておきたいと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 今の井上委員の意見は、私がどこまで正確に理解しているかなんですけども、3年後見直しの場などで議論するということについては、それ自体は別に誰も反対していないということになれば、むしろこれは望むことではなくて、この4の、要するに議論の結果

で一致したこととして書き込めないのでしょうか。

○鎌田座長 これは、私の進行がよくなかった点の1つかもしれないんですけども、刑事司法手続の改革を正式にここでの議題として取り上げるかどうかということをあえて決めないでいますので、委員等全員の合意ができたという話にすると、今の井上委員のお話とも関連するんですけども、最初からそれは正面から取り上げていないはずじゃないかというふうなこととのぶつかり合いをもう1度やらなければいけないようになってくるので……

○篠塚委員 正面から取り上げない代わりに、次の機会にやってほしいということじゃないのですか。

○鎌田座長 そういうことを含めて、一番最後の結びの中にこういうことを入れて、締めくくりの要望事項にというふうにさせていただいています。同時に、3年後の見直しの機会にというふうに限定的に記すことがいいのかどうか、私は3年待たないでやってもいいという含みも含めて、どこでやるかということも合わせて少し幅広にまとめた方がいいと考えているところです。

○篠塚委員 もちろん独立にやっていただく可能性があればいいんですけども、少なくとも3年後、ほかで、もし3年後見直しまでにやっていなければ、3年後見直しのテーマとして確実に取り上げるということを何か盛り込めないかということです。もし全体の総意ではないのだということであれば、何かもう少しそこを書いてもいいのかなという感じがします。

○鎌田座長 「幅広い観点から適切な検討を」というところも、その「幅広い観点」というものの中身をもう少し具体的に埋めていくとかいうことは、今日の御意見も踏まえて工夫をさせていただいて、工夫した結果をまた御検討いただければと思います。そうすることによって、全面削除というふうなことにならないような形で、うまくまとめられればと考えているところです。

鵜瀬委員、どうぞ。

○鵜瀬委員 私もペーパーを出しておりますので、時間節約のためにペーパーのとおり陳述いたします。

前段は修文意見ではなくて、5の結論のところの柱書きに共通する考え方を取り込んでいただけたので、それで十分と考えております。

後段は、今問題になっている柱3についての結論の書き方なんですけれども、本当に最後のところに、今後検討がなされることというのを結論として大臣に提言するというところに、この場の方たちが反対されなければ、それが篠塚委員のおっしゃっていることを表すということになると思うんですね。なので、4番に書かれていることというのは検討の経過で、確かに意見の違いがありますので、そのぐらい丁寧に紹介しないといけないんだとは思いますがけれども、私はそれを5番に繰り返す必要はなくて、5番のところでは一致したところを力強く書くということで足りるのではないかと思います。

ちょっと修文意見を出しておりますが、今、座長が言われた、3年後見直しのときよりも前でもいいのではないかということに関しては、ちょっと「遅くとも」という表現を入れたりしております。

それから、資料に関して、井上委員が幾つもの論点というか、素材について指摘されましたけれども、私も十分な資料に基づいて検討すべきだと思いますので、「必要十分な資料」というふうな言葉もちょっと足した提案をさせていただいております。

それから、今日の前半1時間半ぐらい議論していた拘禁作業部会の指摘について、そもそも報告書にどう取り上げるのかということについてある程度議論しておかないと、次回で終わらないんじゃないかと思うんですけども、それは事実としてこのような指摘があったということで、それが当局から説明があったという、その4番の経過の前半のところに事実として記載すると。あとは、それをのみ込んで提言に至るというような書き方でも足りるのかなという気はいたします。大分議論の中で、法務省の対応が適切だったのかどうかとか、それからその対応についての今後変える予定があるかとか、そういう御質問というか追及があったと思うんですが、それがこの会議のアジェンダかという、この会議はそれから法務省にやってもらいたいことを提案できれば目的は達成されるのかなと思いますので、そのような取扱いを提案します。

○鎌田座長 ありがとうございます。

篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 いろいろ質問しましたが、意見をちょっとまとめて言わせていただきます。国連の恣意的拘禁作業部会の意見書について私の思うところというのは、これまで20年間の国連の自由権規約委員会だとか拷問禁止委員会等から理解を得られなかったことをまた繰り返しても、恐らく受け入れられない。というより、向こうが分かっているから受け入れられないんじゃないなくて、こっちが言っていることが正しくないから受け入れられない。要するに、取調べの弁護人立会いがないとか、起訴前保釈がないとかいうのは、彼らからすれば正義のかたちがないという、もう正に彼らの倫理観からすればあり得ないということが前提になっている。それは彼らというのは決してヨーロッパの人たちだけではないわけで、世界中から専門家が集まっている中でこういう結論が、決してこの作業部会だけではなくて、さっき言った拷問禁止条約の委員会だとか、自由権規約の委員会とかいう中でほぼ確立されている国際人権、いわゆる条約なわけです。その条約に対して、日本の法律に基づいてこうしているからといっても、法律は条約の下位にあるわけですから、受け入れられるはずがないわけです。だから、その条約に照らして、日本法で守っているからじゃなくて、日本法は条約に合致しているということを、向こうの条約を変えるか、自分を変えるか変わるかしかなんかだと思います。という意味で、この意見書は非常に重要だし、法務省も真摯にこの意見書に向き合っていたきたいというふうに思います。これは私の意見です。

○鎌田座長 後藤委員。

○後藤委員 後藤でございます。

私の提出した案について既に言及していただいているので、改めて御説明します。発言補助資料の1ページの一番下の2の部分でございます。現在の意見書の案は事務局が苦勞してお作りいただいたと思いますけれども、この刷新会議は法務・検察行政を刷新するための提言を求められているわけです。現在の意見書（案）をその観点から見ると、そういう期待に応えたものという評価は一般的には受けられないだろうと思います。というのは、一致した提言の部分は私から見るとかなり控えめで、かつ小さいですね。それに対して、いろいろな意見を羅列した部分が多いという印象を与えてしまうので、有り体に言えば、余り格好がよくないと言わざるを得ないでしょう。それを改善するためには、一致した提言の部分をもっと豊かにする努力が必要だと思います。

それから、先ほども議論しましたように、日本の刑事司法への国際的信頼を得ることを本

気で目指すのなら、今回の作業部会の指摘の誤解でない部分は真摯に受け止めて、それに応えるための明確な一步を踏み出すような提言をするべきだと思います。

そこで1つは、報告書（案）の最後のところで提案している、別の機会での弁護士立会いについての検討について、その中身をなるべく充実させるために、ここに書いているような補足をしていただきたいです。充実した議論が行われるための前提としてそれが必要だと思うからです。

それから2番目は、検事総長に取調べに弁護人を立ち合わせる場合に検察官が配慮すべき点を示していただきたい、3番目は、もし弁護士会から協議の申入れがあったら、弁護士立会いの試行の条件について協議に応じていただきたいということでございます。これらは試行としてやるべきだという価値判断が前提になっていると言われれば、確かにそうです。けれども、それを言わないで前進したといえるのでしょうか。

先ほど井上委員のご発言で、何も方針を決めないで丸投げするような提案はいかんと言われました。けれども、これは検察官の判断を尊重しているわけです。こっちで方法を指定しないで、できる方法を考えてくださいと言っています。それから、やはり井上委員の言われた、模擬的な取調べをやってみるというのは非常によいアイデアです。しかし、我々がここで何の具体的な提言もしないでいて、弁護士会が試しに模擬で検事と弁護人で被疑者役を決めて、やってみましょうと持ち掛けたら、検察庁はそれに応じるのでしょうか。検察庁がそれに応じるためには、ここで何らか積極的な提言を我々がしておく必要があると思います。つまりこれらの提案は、取調べへの弁護士立会いを次の機会で検討したときに、また観念的な議論の対立を繰り返さないための提案です。

それから、私が気になるのは、現状では、現場の検察官たちに責任を押し付けた形になっていることです。というのは、私の提案の②とか③のような対応を検察庁が組織としてしない場合、それは現場の検察官にとってはやはり弁護人の立会いはさせないのが庁としての方針なのだという暗黙のメッセージになってしまうでしょう。それによって今までの不文律が確認される結果になってしまいます。そういう形を作っておきながら、他方で担当検察官の裁量によって判断しているのだと説明するのは、フェアではない。この状態で現場の検察官に責任を押し付けるのは、組織の在り方として公正ではないと思います。なので、是非これを取り入れていただきたいと考えております。

以上でございます。

○鎌田座長 徐さん、御意見をお出しいただければと思います。

○徐オブサーバー ありがとうございます。私の方も発言補助資料ございますので、そちらに沿って伝えさせていただきます。

何よりも、この短期間で各界の意見をまとめたくださった座長及び事務局の皆様には、最初に感謝を述べさせていただければと思います。

その上で、私、第4まで4点追記の案を記載させていただいております。順番に沿って述べさせていただきます。

まず第1に、検察官の倫理。今日はそれほど議題には上がっていなかったですけども、私が第1の柱を議論する回を欠席してしまったため、この追記案をもって私の第1の柱に関する意見とさせていただきます。記載させていただきました。今回、職務外のことを規定できるかどうかみたいなのが、マージャン問題も含め一つの争点になっていたかと存じま

す。しかし、課題そのものが非本質的なものであって、検察官が倫理的な業務遂行をどのように実現して、またその信頼を獲得するに当たって、職務外の時間の活動でどの程度その信頼を毀損し得る活動があり得るか、またそういったところに制約を掛ける必要はないのかというところが問いかなと思っていましたので、私、親族、家族や友人に警察官がおりまして、改めて同じ捜査機関である彼らがどういった私生活上の規律を持っているのかということと伺ったところ、例えば金銭の使途だったり交際相手とか、旅行先の報告までもあると。あるいは借財がないかとかいうところもあって、それが借金によって何か犯罪に手を染めることがないかとか、あるいは危ない人との関係を持つんじゃないかとか、そういったところを排除するための、趣旨としてはすごく理解できる正しい規律かなというふうに思っていました、同じように、捜査機関として趣旨が貫徹できるのであれば、検察官もある一定の人間関係の私生活上でも、職務上の行為の信頼関係にまで影響を及ぼすようなことについては一定の報告義務を課す等、あり得るのではないかなというふうに思いまして、このような追記案を書かせていただきました。

第2以降は、どちらかという弁護士立会い関係の話にはなってくるんですけども、第2では、今、国際発信についてQ&Aが公開されていると、今回会議の中でも当局から御説明がございました。そちらの中で、弁護士立会いがまるで一切認められないような記載になっているのは、これは当局の説明とも食い違っていて、国益にも余り資してはいないと思いますので、今回の当局発言に沿って、運用上は裁量で認められているというような記載に変えていくのが正しいのではないかなというふうに思いまして、追記案を書かせていただきました。

第3につきましては、1については、今先生方お話ししてくださったとおりで、消極意見の皆様については、遅くとも3年後等までに必ず議論しなさいというような提言になっていくというふうな理解をしていますので、こちらはご放念いただければと思います。

2が、これは富山委員と非常に近い話なんですけれども、私は民間で長くいる中で、新しい機能や製品を消費者に展開するに当たっては、必ずプルーフ・オブ・コンセプト、概念実証だったり、A/Bテストというのをやらないといけないと。なぜならば、これをしなければ本当にそれが消費者にとって正しい製品になっているのか、機能になっているのかということが全く分からないので、具体的な効果、効能をデータとかファクトをもって正さなければ、必ず上の決裁が下りないというようなことになっていまして、これは人権に関わる刑事司法制度にとっては、更にもっと当てはまることだと思っています。

先ほど井上委員からも、国際社会のデータを使えばいいんじゃないかというお話があったんですけども、そもそも今回の会議では国際社会と刑事司法制度が我が国では違うという前提があったにも関わらず、比較対象が異なってくると。このA/BテストとかP o Cというのは、比較対象群をどう選択するかが非常に重要でして、そうでなければただの観念論に終わることは間違いないので、是非次の話合いの段階までに、そういった具体的な比較対象群が正しく選ばれた上で、データやファクトが話せるような議論をできればと思っています。そのためには、後藤委員がおっしゃっているようなことも含めて、例えばまず法務省や検察庁と弁護士会でどのように進めるのかというような協議を始めるということを決定するだけでも、一歩進んだスタンスというのを見せられるのではないかなというふうには思っております。

一番最後なんですけれども、第4でその他と書いていますが、今回、私、前回も述べさせていただいたんですけれども、民間の感覚を持った委員の方々が多数選任されていて、世論が暴走しがちな刑事手続とか法務省、検察庁の制度の根幹に関する議論が期待されていました。その中で、唯一会議体の中で多数決に近いものを取ったのがヒアリングの有無だったと思っておりまして、こちらは実際、非常に重要な意思決定だったと思いますので、報告書のどこかで御追記いただければと思っています。ヒアリングは当事者から話を聞いて、世論や民意に敏感に反応しながら議論を行っていただくすごくいい機会だったと思うんですけれども、時間的制約で本会議ではできなかったというところで、逆にほかの場所で必ずそういった場所を設けていただきたいなというふうには思いますので、そのようなところを記載いただければと思っています。

長くなりましたが、以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

山本副座長。

○山本副座長 今の御提案の中で、最後に第4のところで述べられたことなんですけれども、この文章の中では、このヒアリングについて、本会議で唯一の多数決で決定された、今の御発言では多数決と明確には言われなかったかと思いますが、いずれにしても、私は実は前回はその場にはいなかったもので、議事録は丹念に読ませていただきましたけれども、恐らく趣旨として、座長のおまとめの趣旨としては多数決ということではなかったのではないかとというのが私の理解であります。そもそもやはり刑事手続について、どの程度まで、その具体論を取り上げるかどうかとか、その中で、そもそも弁護人立会いを取り上げるべきかということについて、今日もそうですが、大きな意見の対立が委員の中にあるという中で、弁護人立会いを基本的には念頭に置いたヒアリングを行うということについて、議事運営上、難しいということを言われ、その中で多数の委員も反対されているということを言われていたのかなと。それは多数、過半数に1人足りるとか足りないとか、そういう話をされていたのではないのではないかとというのが私の理解です。

そういう意味では、まとめとして、この多数決があったというようなことを報告書の中に記載するということについては私は賛成できませんし、そもそもこの報告書の目的というのは法務大臣に対して、検察・法務行政の在り方について提言するということですので、このヒアリングを実施しなかったということを報告書の中に示す必然性というのは必ずしもないのではないかとこのように思います。

徐オブザーバーの今日の御発言の趣旨は、将来に向けて、もうそういう、必ずしも刑事手続の専門ではない方々の意見等も反映されながら、今後の刑事司法の在り方が検討されていくべきだという大きな観点からの、あるいはお話だったのかなというふうに思いますけれども、そうであれば、先ほど来議論されている、この提言の最後の部分で、何らかの形でそのようなことを、後藤委員の御意見もありますが、反映していくということは考えられるのではないかとこのように思います。

私からは以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

河合委員、どうぞ。

○河合委員 司法界の人は頭が固いと、また言われそうなんです、弁護人立会いについては、

我が国の刑事手続において非常に重要な課題であることは私も認識しております。だからこそ、これのみをこの会議で取り上げるんじゃないくて、刑事司法制度全体を検討する中で取り上げて議論されるべきだというのが私の立場です。したがって、弁護人立会いについてこの会議での実質的な議論はまだなされていないというのが私の認識でございます。

さりながら、この報告書においては実質的議論も含めた様々な意見が記載されているわけです。それを読めば、この会議の中でどういう意見が出て、どういう課題があるかということが、明らかになるんじゃないかと思います。この報告書の最後に、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度全体の在り方について、幅広い適切な検討をなされることという、そういうまとめがなされていますが、これは今回の弁護人立会いの問題について賛否が分かれる中でかなり私としては思い切ったまとめであるという認識でございます。なお、この記述については鶴齋委員から修文の御意見がありましたが、そのような修文をしても結構です。

以上でございます。

○鎌田座長 篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 平成26年2月の刑事局長の答弁で、弁護人立会いを禁止されているものではないということなんですけれども、これはそれなりにインパクトを持って世間に伝わってしまって、ただ、かなり誤解がある言い方という、それは検察官にとってもなんですけれども、検察官の自由裁量だというような捉え方をする人がいて、それは今いい意味で言っているのかも、悪い意味で言っているのかも分かりませんが、この刑事局長の答弁というのは、要件が定まって適切に判断しろと言っているわけですね。弁護人の立会いを認めるかどうかは、取調べを行う検察官において、取調べの機能を損なうおそれ、関係者の名誉、プライバシーや捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮して、個別の事案ごとに適切に判断すべきものとされているわけですから、全くの自由裁量なんかではないわけで、この要件を満たさないのに立会いを認めないということは、やはり不適切だという判断になるというふうに理解すべきだと思います。これは私の意見ですけれども、それも加えていただければと思います。

○鎌田座長 太田委員，どうぞ。

○太田委員 発言補助資料を用意せずに恐縮ですけれども、個別的な話で、弁護人立会いについては私は井上委員の意見と同一ですので、詳しくは割愛させていただきたいと思いますが、我が国の刑事司法制度について、そもそもスタートラインで逮捕・勾留が極めて抑制的であるとか、あるいは捜査手法が極めて限定的であるといった特徴があるのは事実で、富山委員のようにパーセプションの問題と言われてしまうとなかなかみ合わないのですけれども、そういった点についての国際理解というのも必要でしょうし、そういう刑事司法制度の下で、我が国は世界最高水準とっていいぐらいの良好な治安が保てていますので、国民の生命、身体、財産を守るという観点から、全体としてどうあるべきかという議論がやはり必要なんだろうということを思いますので、その1点は付け足させていただきたいと思います。

それから、徐オブザーバーは警察についておっしゃっていましたが、各都道府県警察では確かに細かい規則を作っていますが、国の機関である警察庁は検察庁と変わりはないという水準です。都道府県警察というのは国民に非常に身近なところで24時間、犯罪だけでなくあらゆる事故、災害にも対応するという特徴がありますし、また相談事も非常に多く受け付けています。それで組織が大きい、人員が多数である、その中にはベテランから高校を出たばかりの新人警察官までいるという中で一定水準を保つために、その特性に応じ

て細かく書いているということだと思いますので、必ずしも検察官と同列に論ずることはなかなか難しいのではないかなということを思います。

あと、報告書全体ですけれども、非常によくまとめていただいたと思っております、金指委員の補助資料にもありますように、全体的には今日の議論を踏まえて、是非座長一任の格好で取りまとめていただいて、速やかに成果物を得るという方向でお進めいただくのがよろしいかと思いますので、以上、申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

富山委員。

○富山委員 簡単に。全体の議論でやるというのは、全く私も違和感はありません。そのとおりだと思います。問題は、全体の議論をやるスピード感が今のペースでいいんですかという、多分議論なんだと思います。それで今日の前半の議論を、両方の言い分を聞いていると、やはりちょっと僕はスピードを上げないとまずいんじゃないかなというのは私の意見なんです。それで村木さんの問題も、今、立会いがどうたらこうたらということで私は関心があったのではなくて、前にもいいましたが、彼女は行政官だったわけですね。行政官だから、霞ヶ関で物が動くことがいかに難しいかということは百も分かっている方なわけで、だからこそ彼女の、次官まで極めた方ですから、だからああいった方の行政官の意見、行政官で、かつああいう経験をされた方として、この10年間のもろもろの正に全体的な議論の進み方がどうなのかということに私は関心がありました。そこは、僕は恐らく多くの国民が共通の関心を持つのが普通感覚だなと思います。だって前半みたいな議論が起きているわけだから。パーセプションの問題というのは、でも、やはりこれは結構本質的なんです、民主主義社会においては。あるいは民主的な国際社会においてはかなり本質的なんです。やはりパーセプションが事実になってしまうから、国際社会においても。

だから、そういった脈絡において、さっきの副座長のお話でしたが、もしそういう趣旨で村木さんの話をもし整理されるのであれば、私としては、私はこう言ったということ修文で載せたいと思います。要は、私ははっきり言って今言った趣旨において村木さんに来てもらうことは賛成だったので。だから、さっきみたいな趣旨で村木さんと呼ぶ必要はないというのは私は全く賛同していないので、私が言った意味で、もしそういう形でまとめるのであれば、私はこう言ったという修文は載せさせてもらわないと、おまえ、富山、変節したのかということになってしまうので、よろしくお願いします。

○鎌田座長 分かりました。

山本隆司先生、御発言お願いいたします。そろそろ終わりの時間が近づいてまいりました。

○山本（隆）委員 それでは、先ほどの作業部会の話と、今回の第3の柱である国際発信との関係について私が感じたところを一言だけ申し上げます。

国際発信という場合に、様々な名宛人、いろいろなアクターに向けて発信をしなくてはいけないので、それぞれのアクターの性質をよく踏まえた上で、効果的な発信の仕方をしなくてはいけないと思います。今回の報告書の中に、マスコミが1つ取り上げられていますけれども、ほかにも様々な性質の国際機関があり、今回の作業部会もその1つですけれども、そういったところに対してどういうふうに発信をしていくのか、コミュニケーションを取っていくのかということを考えていかなくてはいけないと思いました。

そして、それを効果的にやるためには、先ほど座長から、国内において国際的な発信につ

いて発信をするというお話がありましたが、これは1つの重要な視点だと思いますし、それから今の報告書の中にも、民間の方の協力を得ると書かれています。これも重要なことだと思いますし、それからやはり様々な種類、様々な専門分野の専門家の方から意見を聞いて、それを反映できるような体制を取っておくことも必要ではないかと考えました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。

先ほど太田委員から、検察と警察の比較の視点が提起されたので少しコメントしておきたいです。取調べへの弁護人の立会いに関して、警察と検察は、スタンスが微妙に違ってきます。警察官の捜査の準則を示している犯罪捜査規範の中には、取調べに弁護人を立ち会わせる場合を想定した条文がございます。そして事例は多くはないですけれども、まれに立ち会っている例があります。それに対して、検察の方には何らそうした公式の規範はないので、現状でも温度差があると思います。

○鎌田座長 ありがとうございました。

ほかに。

○紀藤副座長 時間がありませんけれども、私、ちょっと。

○鎌田座長 手短にお願いいたします。

○紀藤副座長 まず1つは、前回の議事録の9ページに、私が前回の際にQ&Aの関係で、事案の真相の解明を望む国民の理解を得られないという、この付け加えた理由を説明したときに、鷗鵜企画官から、ただいま直ちには資料として御用意しておりませんが、議事録の箇所などについては後ほど御用意することはできますという議事録がありますので、それについて補足説明をさせていただきたいと思っております。

前回の会議が終わった後に、法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会第14回会議の議事録を頂きました。その中で、線が引いてあるわけですが、その47ページに、但木委員ですね、2006年から2008年まで検事総長をやられた方なんですけれども、その方の意見として、正確に記述しないといけないので話しますが、「日本の場合、そこまで本当に割り切って国民的支持がそこにあるのかなという、私は必ずしもそう言い切れないのではないかと思います」と、この部分が採用されたということになるわけですが、それを指摘されました。ただ、ここの表現は、「国民的支持がそこにあるのかなという、私は必ずしもそう言い切れないのではないかと思います」という、つまり断定的な記述ではなく、言葉も「国民的支持」という、そういう言葉でした。そういうこともありますし、最終的にこの会議の報告では、この意見は採用されていません。本文の中にはどこにも記述がない、反対意見としても採用されていない意見がQ&Aに採用されているということになりますので、そこは大きくエビデンスがないというふうに判断せざるを得ないというふうに思っております。つまり説明になっていないと思います。

その上で、私の意見をちょっと説明しますと、私の意見は資料7のすぐ後ろに付いています。今お話しした話がQ&Aの説明として、私の意見として11ページに書かれているんですけれども、不正確なので、次のように訂正していただきたいという案を提示しております。ここは時間の関係がありますので、このとおりで、今話した内容を記載していただきたいというふうに思っています。

もう1つは、検察官の定年延長の問題に関して、今回の報告書（案）にはほとんど検察庁の話が出てこないんですね。それは何かおかしい話であって、正に検察庁と法務省との関係性が議論になっていたところもあると思いますし、元々それを取り上げてほしいということは、辞任された山室委員の意見でもありましたので、私としては、私の発言の取りまとめは誤りがあって、むしろはっきりと検察庁の話については、「今回の検察官の定年延長に対しては、法務省の組織の中に検察庁があるわけにもかかわらず、事務次官は検事総長よりは人事的には下の位置に属していることであるとか、民主的統制の観点から問題があるとも思われるので、検察の独立の重要性を前提に、法務省と検察庁との関係性、民主的統制の関係には整理が必要である。」というふうに、私が発言した内容をほぼそのまま記載していただきたいというふうに思っております。

それからもう1つは、国際的な発信の関係ですけれども、ちょっと不正確だったので、次のとおり訂正したいのですけれども、「専門の広報官を置き、国際的にも説得力がある内容を、正しい英語で、欧米の主要なメディアを通じて、統一的に発信する」、統一的に発信するということがとても重要だと思いますので、それは修文していただきたいと思います。

そのほか、ほかの先生の御意見を拝聴しますと、検察庁と警察庁を比較するのは、先ほど後藤委員からありましたけれども、実態からも制度的にも正しくないと思います。なぜかという、警察庁は、そもそも国家警察を廃止されたという前提の下に都道府県警が独立してその処理を行っているわけであって、警察庁はその連絡調整役ということが一応の前提にあるわけですけれども、検察庁は違いますよね。基本的には一枚岩であって、検察庁が基本的には具体的に決めなければ、それは下のものはなかなか動きにくいというのは、それは当然のことだろうというふうに、組織として当然のことだろうと思っております。

それから、村木さんのヒアリングに関しては、やはり必要性については議論して、多数決と言いが正しくなければ、多数の意見が反対だったということもあって採用されなかったこと、それから富山さんの発言に関しては、私は前回の議事録にも残していますけれども、富山さんの発言は、村木さんの採用に関しては、この10年の話ということで、別に弁護士立会いの下ということのヒアリングではなかったことなので、富山委員の意見は聞くべきだという話をしたと思いますけれども、私もそのとおりだと思っているので、富山委員の意見は採用していただきたいと思っております。

それから、あとはこの前提で、この報告書は当然英文訳をして対外的に発信しないといけないというふうに思っています。日本という国の中にいると、ほとんどそのこと自体がもう分かっていると思うんですけれども、ほかの国に行ったら英語とその国の言語でという、情報公開では当たり前のことになっていまして、日本語と英語の併記というのは当然重要だと思いますので、今後の国際社会の発信の在り方から見たら英語で記載すべきだと、英語のものも運用すべきだと思いますし、英語で運用するということを考えたら、やはり弁護士立会いが運用で開始するとか、それから早期に検討を開始するとかいった表現は絶対に必要になると思います。これは日本社会の中で、閉ざされた空間で日本語で発表するからそれでいいと思っているわけであって、これを英語で発表するということになると、国際社会の中で恥ずかしい報告書は出せないということになりますから、やはりそこはきっちり検討された上で各委員には御判断いただきたいというふうに思っているし、法務省にも最後に修文する際は、それをきちっと説明していただきたいと思っています。

それから、次回の議論でよろしいかと思いますが、ホームページの公開については、ホームページの公開方法に関する議論は次回した方がいいと思います。それは理由がありまして、前回の検察在り方検討会議の議事録は全部抹消されています。2010年11月から2011年3月にかけての検討の結果なんですけれども、ところが2000年に検討された警察刷新会議のデータは警察庁においても、議事録も含めて公開されています。この違いが一体どこから出てくるのかと。私は警察に別に褒めるわけではないんですけれども、警察庁というのは民間の立場に近い組織なので、比較的世論に対して柔軟に対処するという傾向が強いです。一方、検察庁は、我々法律家として自省をするところなんですけれども、やはり難しい言葉でしゃべり、難しい言葉で検討し、ほとんど一般の社会から分からない議論を重ねると、それは傾向として非常に強いと思います。やはりこれからの社会、そんなことにならないと思うんですね、SNSで発信する社会ですので、分かりやすい言葉で発信し、それから情報公開はきちっとし、隠すことをしないということはやっていただきたいと思いますので、20年保存している警察庁の保存の在り方と、10年以内にもう削除してしまった検察庁の在り方は、これ自体が聞く耳を持たないって、正にこの検察刷新会議の目的でもあるし、それから情報公開の在り方は、国際社会に対してどう広報するかという在り方に正に関わるので、そこはできれば報告書にもきちっと書いてもらいたいし、議論もしていただきたいというふうに思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

本日も大変活発に様々な御意見をお出しいただき、御議論も頂きましたが、終了予定時刻を10分超過しておりますので、申し訳ありませんけれども、ここまでということにさせていただきます。

今後の進め方でありまして、本会議におきましては、本年7月以降、森前大臣から示された3つの検討の柱に沿って議論を進めてまいりました。

非常に活発な御議論を頂き、今後の法務・検察の検討の素材となるべきたくさんの方の有意義な御意見を頂くことができたと思います。

他方で、上川法務大臣からは、本会議で示された様々な意見を今後の法務・検察においていかに観点から、できるだけ早期に議論の結果を、そしてそれも一本にまとまっていなくていい、様々な意見が記載されていることの方が将来の議論にとって有益であるという、こういう御示唆も頂戴したところでございます。

この会議で示された御意見を時機に後れることなく法務・検察に届ける観点から、できれば年内に、この会議としての取りまとめができればと考えているところです。

そこで、今後、座長の責任におきまして、本日お示しした報告書（案）に、本日の御議論を書き加えて、改訂版を作成し、できるだけ早く皆様のお手元にお届けして、次回の会議までに、それに対する御意見をまとめる時間をしっかりと確保する、あるいは場合によっては、そこでお返しいただいたものを盛り込んで修正をしていくという、こういうふうな手順を踏んで、可能であれば、次回の会議において取りまとめを行えばなと思っていますところです。

ただ、本日様々な形で御意見いただきましたし、恣意的拘禁作業部会の意見書をどう取り込むかという、これもスタンスが相当違っているところもございまして、場合によっては更に先に延びる可能性がないわけではありませんが、可能な限り次回で大筋がまとめられるような方針で進めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

今申し上げましたように、報告書（案）の改訂版につきましても、十分に時間的な余裕のある形でお届けをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今日頂いた御意見をできるだけ取り込んでいきたいと思っておりますけれども、ただ、これもまた物議を醸してしまうようなことを最後に言わない方がいいと思いますが、ヒアリングをやるかどうかということが、この会議のテーマの1つとして報告書（案）に載ることがいいかどうかについては少し検討させてください。むしろそれよりも、この後に開かれる会議体の中で、そういうものをしっかりやっていただく方が私は重要だというふうに思っておりますので、その点は少し検討させていただければと思います。

○後藤委員 すみません、ちょっとコメントをしてもいいですか。

○鎌田座長 はい。

○後藤委員 発言の時機が後れてしまいましたが、なるべく次回にまとめたいという座長のお考えは理解しました。けれども、それも次回どれくらいすんなり最終案がまとまるかに関わるので、そこは柔軟にお考えいただきたいと思います。

○鎌田座長 はい。そこは、そのつもりであります。

○紀藤副座長 紀藤も後藤委員と同じ意見ですけれども、さきの井上委員の乱暴というのはちょっと私はすごく違和感を感じていて、むしろきちっと聞かないで意見を取りまとめることの方が、むしろ乱暴な感じがするんですよね。つまり弁護人立会ってこれだけ議論になったわけですから、さあ、立会いについてどの程度の範囲かということは議論した上で、それで採用しないというなら分かるんですけども、それもやらないで置いて、それを乱暴と言われると、むしろその御意見、やらないことの方が乱暴のような、私は感触を受けます。弁護人立会いは正に一般社会の中の、国際社会の中の先進国のルールの一つになっているわけであって、それを3回ぐらい議論すればまとまると私は思っておりますので、そこはきちっと議論した上で、それでも採用しないという、採用したくないということであれば、それはそれで1つの御意見かと思っておりますけれども、何も質疑されていないから乱暴だと言われると、それは質疑しない方が乱暴だと私は思っておりますし、そういうふうに思います。

それから、今回、ゴーン被告の逃亡に関する国連の意見書が出されて、その意見書の内容に関してまだ質疑は私は残っていると思いますし、ここ2週間、年内にはまとめるという話もありましたが、仮にその間にまた動きがあれば、そこは質疑をしないといけないうところだというふうに思いますし、私の先ほどの意見で、7月から12月まで法務省は具体的な改革として何をしていたのかというふうなところも、スピード感ということであればとても重要なことだろうと思います。我々が意見を言わなくても、自ら改善すべきところはたくさんあるわけであって、この5か月間に何をしていたのかというのは非常に関心があるんですけども、その説明もなかったと今日は把握しております。私を取りあえず、議事録の関係があるので私の意見として加えておきます。

○山本副座長 よろしいですか。

○鎌田座長 はい。

○山本副座長 私は今のことに揚げ足を取るつもりはありませんが、3回議論すればまとまるというような状況を、今までの御議論を伺っていて、私には到底そうは思えません。先ほど座長が言われたように、やはりできるだけ迅速に会議の結論を法務大臣に届けるということ

は非常に重要なことでありますし、また現在の報告書（案）でも、多様な立場の委員から、多様な提案がされていて、それに基づいて法務省、検察において改革を検討していただく材料は十分に提示できたというふうに思っておりますので、本会議の目的というのは基本的に達成できているのではないかというのが私の認識でありまして、そういう意味では、最初に座長が述べられた今後の進め方に基本的に賛成するものです。

○**紀藤副座長** 今、山本先生が言ったのであえて反論しておきますけれども、揚げ足取りに揚げ足取りをするという立場には私はありません。ですけれども、どんな理屈にも理屈で反論できるということは当然あり得ると思いますので、今のは理屈で反論しておきたいんですけれども、もしスピード感を持って今の時点の報告書を上げるなら、正に法制審で議論されたように、中間報告書を上げればいいんだと思います。現時点での中間報告書を上げた上で、なお立会いに関しては適宜な議論をするということで、会議の方向性としてはあり得ると思うんですね。ですので、法制審の新時代の刑事司法制度特別部会は正にそうしたわけであって、中間報告を上げた上で、それがその後、きちっと質疑するのが3回か、5回なのか、10回なのかというのは、それはいろいろな立場があり得ると思いますけれども、手続的にはほかの代替手段もあり得ると思いますので、今の御意見はちょっと私としては、それ自体が違和感がある理屈だと思います。

○**鎌田座長** この調子でずっと議論が続くのかもしれませんが、あと3回でというのは一つの御提案だと思うんですけれども、あと3回の議論で本当に弁護士立会いを制度化するのかどうかを決定するのに適切な会議体なのかということも含めて考えると、むしろここは幅広い分野の方々が集まって、今後の改革の大きな方向性を提示する。それに基づいて、それぞれの課題にふさわしい会議体で、しっかりとした詰めた議論をしていただくという方向性にしないと、この会議体としての役割を果たし切れないんじゃないかという認識が前提にあって、このような取りまとめ案にすべきではないかということと、それから、いわゆる定年延長問題等が社会的な問題になってからほぼ10か月を過ぎているという、こういう状況の下で、先ほどのような提案をさせていただいたところですが、次回までにまたそれぞれの委員等の御意見も頂戴し、また次回の議論を踏まえて、本当に次回で一定のけりが付けられるかどうかということの判断をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのようなことで、申し訳ありませんけれども、もう既に20分も超過してしましまして、次の予定に支障のある方もいらっしゃるかと思いますので、今日のところはこれで終了とさせていただきます。

議事録につきましては、従来と同様に発言者名を明らかにした議事録をホームページ上に公表するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次回の会議の予定について事務局から説明してもらいます。

○**保坂事務局** 次回の第9回会議は、12月24日木曜日、午後1時半から、大体3時頃までということで予定させていただいてございます。その日程の詳細、方式等につきましては、追ってこちらの方から御連絡させていただきます。

○**鎌田座長** 時間も大幅に超過しましたし、しっかりと議論をまとめることができませんでしたことを心よりおわび申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。